

令和 7 年

第 3 回 忠岡町議会定例会会議録

開会 令和 7 年 9 月 3 日

閉会 令和 7 年 9 月 3 0 日

忠 岡 町 議 会

令和7年 第3回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

令和7年9月3日午前10時、第3回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1 番 河瀬 成利議員	2 番 今奈良幸子議員	3 番 北村 孝議員
4 番 小島みゆき議員	5 番 河野 隆子議員	6 番 高迫 照子議員
7 番 森野 良一議員	8 番 田辺 みき議員	9 番 前川 和也議員
10 番 尾崎 孝子議員	11 番 二家本英生議員	

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	是枝 綾子	教 育 長	大塚 孝
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
産業住民部長	新城 正俊	中定 昭博	
産業住民部次長兼生活環境課長		産業住民部次長兼住民人権課長	
	小倉由紀夫	谷野 彰俊	
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
教育部長	柏原 憲一	大谷 貴利	
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	岸田 健二
	石本 秀樹	消防次長兼予防課長	下川 浩幸

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	南 智樹
係 長	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（前川 和也議長）

おはようございます。

本日は、全議員出席しておりますので、会議は成立しております。

議長（前川 和也議長）

ただいまより令和7年第3回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長（前川 和也議長）

これより会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長（前川 和也議長）

まず、本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局（南 智樹事務局長）

議長。

議長（前川 和也議長）

南事務局長。

議会事務局（南 智樹事務局長）

令和7年第3回忠岡町議会定例会議事日程（1日目）について、ご報告申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 一般質問

以上のとおりでございます。

議長（前川 和也議長）

第3回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

皆さん、おはようございます。ご案内のように、本日は令和7年第3回忠岡町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様方には公私何かとお忙しい中にもかかわりませず

ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

9月というのに35度を超える猛暑日が続いております。気象庁は、今年の夏の日本の平均気温は、統計をとり始めた1898年以降で最も高かったと発表いたしました。平年と比べて2.36度も高く、これまで最高だった昨年、一昨年来を上回り、3年連続で最も暑い夏となりました。

熱中症で救急搬送される方も増えています。酷暑、水不足で農作物への被害が出ており、一方では、線状降水帯が発生して洪水などの水害に見舞われる地域もあり、異常気象と指摘されております。海水温の上昇で漁業にも影響が出ております。

このまま温室効果ガスの排出削減などの対策が不十分ですと、さらに温暖化が進み、このような高温現象が毎年発生することが心配されております。人類が直面しているこの課題に私たちも取り組む努力をしなければならないと考えております。

さて、本定例会には、防災関連の給水タンク車や災害時のトイレ、シャワーなどの装備、防災資機材の購入の契約の議案のほか、物価高騰対策としての水道料金の基本料金の補助、小・中学校給食費助成をはじめとする一般会計の補正予算などの議案を上程させていただきます。

ご審議を賜り、どうかご賛同、ご可決いただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

議長（前川 和也議長）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、7番・森野議員、8番・田辺議員を指名いたします。

議長（前川 和也議長）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より9月30日までの28日間といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議なしと認めます。

よって、会期は、9月30日までの28日間と決定をいたしました。

議長（前川 和也議長）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員、小島議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、発言を許しま

す。

監査委員（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

監査委員（小島 みゆき議員）

おはようございます。例月出納検査についてご報告いたします。

ここに報告申し上げますのは、令和7年6月25日、7月24日及び8月25日に行いました内容で、帳簿等は令和7年5月31日、6月30日及び7月31日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関貯金等については、その時点での的確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。監査委員、小島みゆき。

議長（前川 和也議長）

これにて諸般の報告を終わります。

議長（前川 和也議長）

日程第4 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

まず初めに、田辺みき議員の発言を許します。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8番（田辺 みき議員）

8番、田辺みきです。議長より発言をお許しいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

9月1日は防災の日であり、防災に対する意識が高まる時期です。地震大国である我が国では、震度4以上の地震が発生した件数は、日本気象協会の報告によりますと、2024年は113回、2025年は9月1日までに87回発生しているとのことです。このような地震は、それまでに少なかった地域でも発生しており、いつ何時、どこにでも、大地

震、巨大地震が起きる可能性があります。

2024年1月1日に発生した令和6年能登半島地震から既に1年半が経過しました。この地震によりお亡くなりになった方々、そして多くの被災された方々がおられます。同年9月には、奥能登地方を中心に記録的な豪雨が発生し、河川の氾濫、土砂災害により、多くの方がお亡くなりになられています。この豪雨による土砂流出が発生した箇所は約1,900箇所、能登半島地震による土砂流出発生箇所約2,200箇所に迫るほどの規模とのことが、科学技術研究所での調査にて示されています。また、この被災により、地元より県外への転出や関連死の影響もあって、人口が11%余り減少しているとの報告もありました。改めまして、お亡くなりになられた方々のご冥福と、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、我が町、忠岡においての災害対策については、これまでも多くの議員の皆様が様々な観点からご質問されており、このたびの一般質問におきましても、他の議員の皆様と重なる点もあるかとは思いますが、なおさら必要な課題として取り組んでいくことにながればよいと考えております。地域の皆様より寄せられているご意見やご要望等も踏まえて、地域防災について、ハードとソフトの観点でご質問させていただきます。

質問1、忠岡町地域防災計画に基づくハードの観点の災害対策について、現状と課題をお伺いします。1番、避難所別備蓄の内容と管理状況、電力確保、トイレ対策などについてお答えください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定町長公室次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

本町の備蓄状況についてでございますが、南海トラフ巨大地震等を想定し、発災から3日間に対応できるよう、大阪府で作成した大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針に規定されている重点11品目を、大阪府と忠岡町で1対1の割合で備蓄を行っているところでございます。

更新のタイミングにつきましては、賞味期限が近いものや耐用年数等に準じて買い足しを行っております。期限が近い食料については、小・中学校や各種イベントで配布し、備蓄の必要性について啓発に活用しております。

避難所の電力確保については、バルーン投光機やスマートフォン等の充電などを想定し、蓄電池を本年度中に計21台備蓄できる予定となっております。

トイレについては、34基の備蓄が必要となっておりますが、本町では現状29基の備蓄を行っております。さらに、今年度、備蓄型自動パック式の災害用トイレ12基を購入し、41基となります。このほかに携帯トイレも3,000セット備蓄している現状でご

ざいます。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。再質問させていただきます。住民から避難所で毛布を借りられなかったという声がありましたが、貸出し上のルールがありましたら教えてください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

大雨警報等が発令された場合に、住民自らの判断で事前の避難を希望する方があれば、一時的に自主避難所を開設いたします。自主避難所では、食料・日用品の提供はいたしませんので、各自で食料や日用品等必要な物資のご準備をお願いしております。

一方、町が住民に対し強く避難を要請する場合、警戒レベル5段階中3段階目に当たる警戒レベル3の高齢者等避難や、4段階目に当たる警戒レベル4の避難指示を発令し、指定避難所を開設することになります。指定避難所では本町が備蓄している備蓄物資を使用させていただくこととなります。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。自主避難と指定避難の区別があり、原則として自主避難所として開設されている際は、避難所の備蓄物資を使用できず、各自で食料や日用品等必要な物資の準備をしなければならないルールがあることが分かりました。住民の方が避難所で毛布を借りられなかったのは、自主避難所においてのことだったのかもしれませんが、ただ、高齢者でありますと、日用品等に毛布を持ち込む余力がないのではないかと推察します。季節にもよりますが、夜間は冷えますので、毛布が借りられなかったことで傷つかったようではありました。現場におきましては、お一人お一人の体調に寄り添って、必要に応じては臨機応変に、たとえ自主避難であっても対応していただけることも大切ではないかと思うしますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

次に、トイレの備蓄について、とりわけ要配慮者、女性などのトイレについて、どのよ

うにお考えになられているかをお答えください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

要配慮者に向けての配慮ということでございますが、災害用トイレにアシストフレームを設置する予定でございます。トイレの使用が容易になるように努めてまいります。

また、女性への配慮については、災害時の被災者が尊厳ある生活を送るための人道支援活動における国際基準であるスフィア基準に基づき、女性と男性のトイレ数を3対1とし、衛生的で安全な場所に配置できるよう検討し、今後、避難所運営マニュアルにも規定していきたいと考えております。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。これまでも女性の視点を踏まえての質問がなされてまいりました。人道的支援活動におけるスフィア基準に基づく衛生で安全な場所に配置すべく調整中である避難所運営マニュアルにも規定していくお考えであるとのことでありましたが、併せて、避難所における一定の性被害事例が発生しているともお聞きしています。この観点からの配慮を強く要望し、2番目の質問に移らせていただきます。

本町におきまして、災害時に大規模な火災が懸念される木造密集地域、いわゆる木密地域は存在するのでしょうか。その場合に講じている対策についてお答えください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

ご質問いただきました木造住宅密集地域についてですが、大阪府下では、大阪府密集市街地整備方針に基づき、地震時等に著しく危険な密集市街地に該当する地区については、大規模な地震に備え、燃え広がりにくく避難しやすい町にするため、解消に取り組んでおります。なお、忠岡町にはその地区の指定はございません。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。ご回答いただいた内容について、追加でご質問させていただきます。先ほどの大阪府密集市街地整備での地区がないとのことですが、本町におきましても木造住宅が多数建築されている地域が存在しています。それらについて、災害時などの火災についてはどのような策を講じておられるのでしょうか。お答えください。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

産業住民部からお答えさせていただきます。

本町では、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震に加え、本町周辺に上町断層帯の活断層が位置することから、大きな被害が発生するおそれがございます。

また、本町には木造住宅等が密集し、道路も狭く、地震や火災による被害拡大が懸念される地区も多く残ることから、令和2年に大阪臨海線より東側の地域を準防火地域に指定し、新たに建築工事を行う際には、規模に応じて防火性能を有した構造とするよう規制を行うなど、今後のまちづくりとして木造住宅の災害時の火災の延焼などについての対策を講じております。

以上でございます。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。大阪臨海線より東側の全域を準防火地域としての指定を拡大して、防災機能の向上に努めていられるということが分かりました。準防火地域指定の施行日は、2020年1月1日以前に法令に適合して建てられた建造物については、準防火地域の構造制限への適合義務はないのであれば、実際上は道路が狭く密集した木造地域、木造住宅があるということになります。地震や火災による被害拡大を想定しての安全性を高めるために、住民への啓発とともに、引き続き対応していただきたいと思います。

3 番目の質問に移ります。被害拡大にもつながり得る上下水道や道路のインフラ老朽化の状況についてお答えください。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

産業住民部が所管する下水道及び道路、橋梁の老朽化の状況について、順次ご答弁させていただきます。

まずは、下水道施設のうち、管路についてですが、新浜地区に耐用年数を超過しているものがございます。したがいまして、現状調査を実施し、今後の更新事業の計画を準備する時期にあると考えております。

また、雨水ポンプ場につきましては、昭和57年5月供用開始、供用後から43年経過しております。躯体部分は耐用年数内ですが、機械及び装置設備の耐用年数は6年から20年と短いため、超過している設備が存在します。これらの設備につきましては、ストックマネジメント計画に基づき順次更新しているところでございます。

次に、道路、橋梁についてお答えいたします。道路の耐用年数は、舗装10年、路盤40年と言われております。本町の場合、下水道管路敷設に伴い道路設備を併せて実施しているため、多くの場所で下水道管路と同じような時期に手が加わったものと認識しております。おおむね耐用年数内であると考えております。なお、舗装部分につきましては、適宜必要に応じ復旧工事を実施しております。

また、橋梁につきましては、耐用年数は50年から60年と言われており、大津川に架かる主要な3橋梁、楯並橋、中板橋、高板橋はいずれも耐用年数の年数内となっております。なお、本町では、その他の橋梁を含め10橋梁あり、5年に1回の法定点検を実施しております。

以上のように、一部耐用年数を超過しているものがありますが、大部分は耐用年数内となっており、超過施設につきましても、調査の準備、更新事業の実施と予算の範囲内で可能な限り対応してまいります。

以上でございます。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。老朽化の状況は分かりました。今度は下水道施設に絞ってお伺いします。下水道施設の耐震化の状況を教えてください。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

下水道施設の耐震化についてご答弁させていただきます。

下水管路の重要な幹線、汚水・雨水について、地震による揺れの強さを示す指標で、レベル1、震度5程度、レベル2、震度7程度の地震に関する診断調査を平成20年度に行った結果、全ての管路で耐震性を有しているとの結果が得ております。また、その他の管路についても、レベル1の地震に対して耐震性を有しているものとなっております。

雨水ポンプ場につきましては、建築部分である管理棟は耐震化済みとなっております。土木部分、沈砂池等につきましては、本年度及び次年度の2か年にわたり耐震診断調査を実施する予定となっております、その結果を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。再質問させていただきます。災害に対する備えとして、人材の確保も重要な要素であると考えます。全国的に深刻な技術者不足と聞いております。本町におきまして、本町の土木課の技術職員も不足していると聞いております。現状及び今後の予定を教えてください。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

土木課には本年3月末まで5名の土木技術職員が在籍しておりましたが、4月からは2名体制となっております。このうち1名につきましても、9月から長期離職となっております、現時点では1名となっております。10月採用枠を設け、欠員の補充に努めているところでございます。

今後の人員体制については、土木技術職員を全て正規職員で賄うのではなく、必要に応じ外部へ委託することも検討しております。具体的な条件については検討中ですが、自治体の積算設計、施工管理を支援する公益法人などを活用したいと考えております。

外部委託することで技術職員の欠員及び能力低下リスク等を大きく軽減できるものと考えており、人、人材的な安定性を確保し、土木課所管施設の適正管理、災害時の早期復旧に資する有効な手段と判断しております。

以上でございます。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

詳細に教えていただき、ありがとうございます。深刻な技術職員、土木技術職員の人手不足の事情は全国的に抱える問題でありまして、広域連携、民間との連携などに取り組んでおられるようで、忠岡町におきましても外部への委託も検討しておられるとのことです。上下水道や道路、橋梁などの維持管理は、災害対策としても、私たち一人一人の生命、安全、財産を守る力を有する価値があります。限られた財源の中で経費を最小にしつつも、効果を最大限に上げていくことが求められています。いざというときに深刻な被害を引き起こすことは避けるべきであり、適正に人材が確保されて進めていかれますよう、強くお願いいたします。

質問 2 に移ります。忠岡町地域防災計画に基づくソフトの観点の防災、災害対策について、現状と課題をお伺いします。

1 番、自助、共助を十分に発揮できるよう、地区防災計画などで具体的な取組を行っているのかをお答えください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

本町におきまして、地域における自主防災活動の充実を図るため、各地区で策定する地区防災計画を重要な取組と認識しております。地区防災計画の策定状況でございますが、令和 7 年度、本年度において、津波浸水の危険性のある忠岡小学校区の自治振興協議会単位ごとの自主防災組織において、地区防災計画作成ワークショップを開催しております。ワークショップは全 3 回で、それぞれの地区の特性に応じた地区防災計画が今年度作成される見込みでございます。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。忠岡小学校区の自治振興協議会単位ごとの自主防災組織において、地区防災計画作成ワークショップを開催し、地区の特性に応じた地区防災計画が今年度作成される見込みということが分かりました。それでは、忠岡駅より山手の東忠岡小学校区についてはどうされるのかを教えてください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

忠岡駅より山手の東忠岡小学校区についても、同様に洪水等の浸水リスクがありますので、地区防災計画を作成し、地域で議論していただくことで、被害を最小限に抑えることができると考えております。地区防災計画は、地域住民が主体となって作成する防災計画であり、各地域の主体性を期待しているところではございますが、情報提供や積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。地区防災計画の作成済みであるか否かで、実際に災害に際しての支援状況が比例する結果につながっているとのことご報告も聞いております。地域からの主体的な声として上げていく流れが重要ではありますが、ただいまのご答弁のとおり、忠岡町として必要に応じた情報提供や支援を行いたいとお考えであることが分かりました。ぜひともできる限りのバックアップをお願いさせていただき、次の質問に移らせていただきます。

自治組織、自治会ほかですね、の現状の加入率と推移についてお答えください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

現在、自治振興協議会 11 地区全体での自治会加入率は約 74 %でございます。本町における過去 5 年間の加入率の推移につきましては、令和 2 年度が 72 %、令和 3 年度も 7

2%、令和4年度が74%、令和5年度が約76%、令和6年度が約74%となっております。全体として大きな変動はございませんが、おおむね7割を超える加入率を維持しております。地域活動の基盤として一定の水準が確保されているものと考えております。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。自治会全体としての加入率と推移について、過去5年に遡ってお聞きすることができました。

実際に自治会に関するお声を、地域へ回っておりますと、お伺いする機会があります。自治会を辞めたい。負担が大きく、自治会に入っているメリットが感じられない。広報紙はホームページで見られるから、自治会に入らなくても不自由しない。既に自治会は辞めているが、近所の人も入っていないなど、また自治会役員におかれましても、後任がない、なかなか見つからないというような声も耳にしております。

福祉や防災などの課題に対して、地域においても対応する必要性が高く、自治組織としての自治会の役割はとても重要であると感じておりますが、忠岡町の自治会の加入率の推移はほぼ一定に確保されているということが先ほど分かりました。

総務省によりますと、令和3年7月から8月にかけて、自治会などに関する市町村の取組についてのアンケート調査を全国1,741市区町村に実施し、地域コミュニティに関する研究会の報告書を令和4年4月に発表しています。

それによりますと、平成22年から令和2年の間、毎年、自治会などの加入率を把握している600市区町村の自治会などの平均加入率を見ますと、78%から71.7%に低下していました。忠岡町はおおむね7割、ほぼ同率の数字を確保されておりますので、全国の平均よりは上回っているのかと思いました。

同報告書の概要では、担い手不足により活動の持続可能性が低下する一方、防災、高齢者、子どもの見守り、居場所づくりなど新たなニーズへの対応が必要であるとし、活動の持続可能性を向上させるため、自治会などの自己改革のみならず、市区町村として加入促進の取組や自治会などの負担軽減のための行政協力業務の部局横断的な見直しが必要と明記されておりました。

そこで、改めて自治会の役割と意義、実際に地域住民として恩恵を受けている点など、私たちが知っておくべきことについて、具体的に教えてください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

自治会の役割ということでございます。自治会は、地域住民による自主的な組織であり、安心して暮らせる地域社会の形成に大きな役割を果たしていると認識しております。

具体的には、環境美化活動、地域福祉活動、防犯や防災など、地域の課題解決に向けた幅広い活動を展開いただいております。

身近な一例を挙げますと、防犯灯の電気料金の負担や防犯カメラの設置といった安全・安心確保に直結する取組、それから先ほどもお話のありました防災活動においては、被災時に避難者の手伝という共助という部分も担っていただいているところでございます。安全・安心確保に直結する取組にご尽力いただいている組織でございます。自治会は行政と地域住民をつなぐ重要な役割を担っていると考えております。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

詳細にお答えいただきありがとうございます。地域防災は、個人や家族で進める自助、地域内での協力によって進める共助、行政・防災関係機関によって進める公助の3つの柱で構成されるものですが、地域防災における共助の働きを中心として位置づけられている自治会に対しての理解を深めていくのと同時に、実際に核家族化、昼間に地域活動をする事ができない世帯など、地域住民間の連帯感の希薄化も否めない状況を踏まえつつ、持続可能性のための取組について、加入率の向上、役員の皆様のご負担軽減など解決していく方策について、町としてもご検討いただけますでしょうか。

他府県での事例ですが、自治会組織の理解を深めるための講演会を開いたり、若い世代へSNSやネットなどをうまく活用して横のつながりを深めていくなどの意見も1つとしてお聞きしております。あくまで地域住民主体の組織ではありますが、町として働きかけ、バックアップをぜひともお願いしたいと思います。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

ご指摘のとおり、自治会長をはじめ自治会における役員の担い手不足というのは、多くの自治会に共通する課題であると認識しております。自治会は、安全・安心や住民同士のつながりを支える大変重要な組織であり、今後も持続的に活動いただくことが必要である

と考えております。

町としてできることということですが、現在、自治会活動の充実、地域力の向上等を図ることを目的に、自治振興協議会が自治会加入促進のために実施した事業経費に対し、5万円を限度とし補助を行う制度もあります。各自治振興協議会にもご活用いただいているところでございます。引き続き自治会の魅力を発信するための活動への補助や情報提供などを取り組んでまいりたいと考えております。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

3 つ目の質問に移ります。要配慮者個別支援計画作成に向けた取組の進捗状況及び対象者の種類と人数と課題についてお答えください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

災害時避難行動要支援者支援事業は、平成 26 年度の導入より各地域のご協力により運用してまいりましたが、役場組織内において支援する方の確保が難しく、また地区による温度差もあり、令和 6 年度から役場組織内において避難行動要支援者支援事業検討チームを立ち上げております。

現在は、関係各課の個別避難計画作成業務の役割を明確化し、支援が必要な方それぞれの個別避難計画作成について、来年度 4 月から運用開始を目指して協議を進めております。

要支援者とは、高齢者や障がい者などのうち、自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する方ですが、本町での個別支援避難計画作成対象者は、75 歳以上の方のみの世帯、身体障害者手帳 1 級、2 級、要介護認定 3 から 5、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級、難病患者、ひとり親家庭の乳幼児、妊産婦としております。要支援者名簿に登録をさせていただく方は、個人情報の提供について同意いただいた方となりますが、ひとり親家庭の乳幼児、妊産婦を除き、現在は 643 名となっております。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。支援者選定に課題や問題はありますでしょうか。お答えください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

課題としましては、支援者になることで災害時に必ず助けに行かないといけないというプレッシャーに感じているというお声も聞いているところです。個別避難計画は、地域による共助の精神に基づくものでありますが、災害時の支援を保証するものではありません。支援関係者は、避難行動要支援者の安否確認や避難支援に関して、その責任を負うものではございませんが、そういった意識が支援者の確保を難しくしている点も本取組の課題の1つと考えております。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございました。支援者選定に際して、支援者となることが責任を重く感じることににつながるため、なかなか担い手が出てこない。また、要支援者の側も遠慮したり、介護の状態を知られたくないなど、様々な事情を抱えているために申し出づらいとのこと、他市の報告からも確認いたしました。

支援者と要支援者とのマッチングについては、様々な事情があり、容易に進めにくいとは思いますが、個別支援計画作成により、要支援者の災害時のリスクを減らすために、ぜひ引き続きのご支援をお願いしたく、最後に町としてのお考えをお聞かせいただければありがたいです。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

同事業につきましては、課題は多くございますけども、個別避難計画は、災害時におけ

る避難行動を円滑にし、災害時の混乱を最小限に抑えることができます。その重要性を地域住民にもご認識いただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

議長（前川 和也議長）

以上で、田辺みき議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

次、二家本英生議員の発言を許します。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

11番、日本共産党、二家本英生です。質問通告に従い、これより一般質問を行います。

まず最初の質問です。避難所の整備についての質問をいたします。

今回の議会のほうでも、約6名の方が一般質問を行う防災のことなんですけども、私も、先ほど田辺議員のほうから主に自助、共助の話がありましたが、私は今回、公助の立場で質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、最初の質問です。避難所の整備について質問を行います。

1995年の阪神・淡路大震災、2011年の東日本大震災、記憶に新しいところでは、2024年元日に発生した能登半島地震などの自然災害は、想定外の被害をもたらしてきました。また、地球温暖化の影響で、日本各地でゲリラ豪雨や線状降水帯が長時間とどまることによる災害も毎年のように発生しています。

2020年以降、激甚災害に指定される災害が、地震では3回、豪雨や台風では13回にも及んでいます。また、昨年8月には、日向灘で発生した地震により、初めて南海トラフ地震臨時情報・巨大地震注意が発表されました。

防災への意識が少しずつ高まってきている中、今年5月28日、災害対策基本法及び災害救助法が改正されました。この改正は、過去の多くの教訓を真正面から受け止め、将来起こり得る大規模災害への備えを一層強化することを目的とされています。特に従来の画一的な場所、避難所中心の支援から、被災者一人一人の多様な状況やニーズに寄り添う人への支援へと変わり、国の防災・減災に関する基本思想の大きな転換となっています。

防災基本計画では、災害時の被害を最小化する減災の考え方を基本方針としています。減災を進める上で重要なのは、自助、共助、公助の役割を明確にすることです。先ほど田辺議員からも少し話がありましたが、自助とは、自分自身や家族を含め、身の回りの人の命や財産を守るため、災害時の対応や起こり得る災害への備えをすることです。具体的に

は、備蓄品や家具の転倒防止、避難経路の確認、周辺ハザードマップの確認、安否確認の情報伝達手段の確保などです。

自助に取り組んだ後に、近所や地域住民と助け合うこと、共助が必要です。共助の取組として、地域の関係づくりや自主防災活動への参加、地域の防災訓練、高齢者、障がい者などの避難行動、要支援者の避難支援などです。

公助とは、行政、消防や警察などの公的機関による援助のことです。今回は、この公助の役割である避難所機能の充実について質問いたします。

災害時、避難する際の場所として、避難所と避難場所があります。用語がよく似ていて分かりにくいのですが、避難所は災害によって自宅に住めなくなった人が一時的に生活を送る場所、避難場所は、危険を回避するために一時的に避難する場所です。

避難所は、災害の状況がある程度落ち着いた後、自宅が損壊し安全に住めなくなった場合、そして親戚や知り合いなどのもとに身を寄せることができない方を受け入れ、安心して生活できる場所の提供としての役割があります。国においても、避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針が示されています。そのためには生活環境の整備が必要で、食事の提供、トイレの確保、プライバシーの保護など様々な設備を整備する必要があります。避難生活を支えるためには電源の確保が重要となります。

忠岡町の指定避難所は8か所あります。その中でも、シビックセンターが中心となり、ふれあいホールが避難所の中心となります。しかし、シビックセンターの電源確保については十分なものではないことは、過去の議会でも明らかになっています。シビックセンターの非常時における自家発電は、シビックセンターの防災機能を保持するため、本館のエレベーター、水道ポンプ、一部のパソコン、照明、防災センター、サーバーなどの電源を約8時間維持できるための自家発電だけしかありません。避難所の中心となるふれあいホールがある南館には、電源が繋がっていないことを確認しています。

この9月議会でも、蓄電池の整備事業やポータブル蓄電池などの物品購入契約締結の議案が上程されており、設置などが予定されていますが、まだ不十分かと予想されます。安定的な電源を確保するため、自家発電の更新について検討する必要があると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。防災部局の担当部長より答弁をお願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

防災の観点からということですので、その観点から答弁させていただきます。

現状では、庁舎内設備に対して、自家発電による電力供給可能時間は、ご指摘のとおり約8時間となっております。大規模災害時には少なくとも72時間の確保が必要であると

認識しております。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

先ほども答弁ありましたとおり、8時間ではちょっと心もとない。やはり72時間あれば、防災センターの機能としての電源確保ができるということでした。それを受けて、庁舎管理としての部局としてのお考えはいかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

立花町長公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

議員お示しの自家発電機器導入に関しましては、BCP対策を念頭に置き、関係部署と連携を図りながら、本町施設の現状に最適な機器の設置に向け、調査研究してまいりたいと考えております。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

当然BCPも必要になってくるので、災害が起きて庁舎が何もできないということになってはいけませんので、その辺りをきちんとしながら、庁舎の施設整備をきちんとしていっていただきたいと思います。災害はいつ起こるかわからないので、できる限り早い検討をお願いしまして、次の質問に移ります。

電源の確保の整備も必要ですが、本当に災害はいつ起こるか分かりません。南海トラフ地震にしても、今後30年以内に発生確率が80%程度と言われていますが、明日起こっても不思議ではありません。だからこそ、自家発電による電源確保の更新されるまでの間、避難生活での生活環境を整えるための対応も考える必要があります。

先ほども述べたように、今議会では防災資機材の購入も予定されていますが、それで生活環境の維持が過不足なく対応できるのでしょうか。今回の予定購入物品の状況も踏まえ、防災部局としてどのようなお考えでしょうか。答弁をお願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

指定避難所の生活環境を改善する事業として、国の新しい地方創生交付金を活用し、避難所環境改善の資機材等を購入し、本議会でも物品購入契約の契約締結についてご審議いただいております。

避難所における生活環境の維持は、被災された方々の心身の健康を守る上でも重要であると認識しており、本町といたしましても、国や府の指針を踏まえつつ、物資の備蓄、運営体制の強化に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

この議会でもそういった資機材の購入予定の議案も上がっております。できる限り、今できる範囲で、まずは生活、もしそういう災害があった場合の避難対策もしていく。今後、より避難場所の生活環境を良くしていくために、今後も努力して行っていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。災害の2つ目です。福祉避難所についての質問を行います。

毎年、福祉避難所の質問を行っております。忠岡町は現状、福祉避難所として民間の福祉事業者15か所と災害協定を結んでいます。また、和泉支援学校とも協定を結んでいますが、在校生に限定されます。福祉避難所は、指定避難所に避難した後、高齢者や障がい者、障がい児、妊産婦、乳児などの要配慮者が安心して避難できる場所になります。

ただ、民間事業者との協定を締結したのが10年以上も前になると聞いています。提携先の事業者からも、忠岡町の福祉避難所になっているかどうかの問合せをその事業者から聞いており、再確認が必要だと思われます。現状、どのようになっていますでしょうか。

また、各福祉避難所において、避難者の受入れ体制の確認はどのようになっていますか。担当部局より答弁をお願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

福祉避難所の指定及び設置、運営に関する協定は、平成25年、26年の締結が大半で

ございます。以降は、平成28年と令和4年にそれぞれ1件ずつ締結しております。福祉避難所の受入れ体制については、協定に基づき、大規模災害が発生した際に、本町から協定先施設に施設使用の要請を行い、可能な範囲で福祉避難所を開設いただき、要支援者の受入れに努めてもらうものとなっております。

協定から年数が経過している施設も多いため、改めて関係部局や関係機関等の連携を強化し、要配慮者が安心して避難できる環境づくりに取り組んでまいります。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

もう1点。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

ごめんなさい、議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

後段のご質問でした。失礼しました。

本町保健センターについては、高齢者や障がいのある方、妊産婦等の要配慮者が避難する指定福祉避難所としております。しかし、スペースにも限りがありますので、災害時に要配慮者の方が少しでも安心して避難生活を送れるよう、引き続き体制の整備と関係機関との連携強化に努めてまいります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

その協定が結ばれてるのがかなり古いということですので、やっぱりもう一度連携の確認、そして強化、そして保健センターの指定福祉避難所についても、スペースに当然限りがあるということで、やはりその福祉避難所とのきちんと連携をとっていただき、そういった要配慮者が安心して避難できる体制をつくっていただきたいと思います。

その現状と受入れ体制のほうは確認できました。ただ、協定先の施設を見てみると、高齢者施設が多いのが現状であります。障がい者や障がい児、妊産婦、乳児がいる世帯の受入れができる福祉避難所は、まだまだ不足しているかと思います。

隣の泉大津市さんのほうでは、ホテルを福祉避難所に指定し、災害時に乳幼児、妊産婦

の避難を支援する取組をしています。また、受入れ場所が少ない障がい児の避難先として、町内の児童発達支援事業者にも協力依頼をしてみてはどうでしょうか。再度、担当部局より答弁をお願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

災害時における妊産婦をはじめとする要配慮者の避難につきましては、重要な課題であると認識しております。現在は、福祉避難所の指定や、近隣市の今ご指摘ありました支援学校等との連携の中で、受入れ体制の確保を行っております。

今後も、今ご質問の中でもありました泉大津市の事例も参考にしながら、本町の実情に応じた要配慮者の避難環境の確保について、ご指摘の趣旨を踏まえつつ検討を進めてまいりたいと考えております。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

やっぱりなかなか忠岡町って施設も少なくて、そういった避難するところも少ないということで、今、防災で言われてるのが広域避難ということも言われています。忠岡町はやはりそういった施設が少ないので、周りの近隣市に協力をお願いするという形をとっていただかって、忠岡町の住民の方が安心して避難できる、そういった環境づくりをつくっていただきたいと思います。今後も、防災・減災力の向上、啓発に努めていただくことを期待しまして、この質問を終了させていただきます。

次の質問に移ります。総合計画中間見直しについて質問いたします。

2021年、令和3年3月に策定された忠岡町第6次総合計画ですが、今年、中間見直しの年度となります。

総合計画策定の趣旨については、計画の冒頭部分で総合的かつ計画的な行財政運営を進めるための指針であり、町づくりの基本的な理念や目標などを定める基本構想と、基本構想に基づく基本計画、基本計画に基づく具体的な実施計画などから構成され、町の今後の進むべき方向を示す道しるべとなるものと示されています。

また、忠岡町の総合計画では、基本計画の中に第2次忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略が含まれており、子育て家庭に選ばれるまちづくり、あらゆる人が活躍できるまちづくり、魅力あふれるまちづくり、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりという課題に

対し、重点プロジェクトが5年ごとに設定されています。

今年は、総合計画の後期5年間の計画を決定する年度になります。前期の5年間では、新型コロナの感染症の影響、海外情勢の変化による物価高騰する中、実質賃金が上がらず、私たちの生活は一層厳しいものになっています。国も給付金や地方創生臨時交付金で国民の生活を支えようとしていますが、追いついていないのが実感であります。

地方の情勢に合わせた施策ができるのが地方自治体の役割であり、大変重要となってきます。地方自治法第1条の第2項にも、住民福祉の増進を図ることが地方自治体の役割であると明記されています。今回の中間見直しで、住民福祉の増進を念頭に計画の見直しを行っていただきたいのですが、忠岡町はどのように考えていますか。答弁をお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

総合計画見直しについては、計画の基本構想部分を更新することはいませんが、策定時からコロナ禍を経て社会情勢が大きく変化しており、それに伴い地域課題や住民ニーズも多様に変化しております。そういった背景を考慮しながら、法の趣旨にのっとり住民福祉の増進を図るべく中間見直しを実施してまいります。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

当然、中間の見直しということなので、現状に合わせた計画の見直しというのが必要であります。やはり先ほども申し上げたとおり、最近、物価高騰で、賃金が上がらない、生活がかなり厳しくなっています。なかなか国のほうもそこまで手当てが届かないということで、やはり支えていくものは本当に地域の地元自治体が住民を支えていく、そういった施策というのは本当に大事になってきます。そういった意味でも、今回、その中間見直し、それプラス重点プロジェクトも5年間の更新があるということで、また次の5年間を設定できると思いますので、そういったものも含めて、これから審議会等々も行われると思いますので、住民の声も聞いていただいて、次の5年間の新たな計画を策定していただきたいと思います。

次の質問に移ります。続いての3つ目の質問、環境保全について質問を行います。

環境省のホームページでは、地方公共団体の環境保全関連条例として、1、環境基本条

例、2、公害防止条例、3、自然環境保全条例、4、その他の環境保全関連条例、環境影響評価条例を含むの4つに大別されます。

忠岡町には、この3に相当する忠岡町環境保全条例があります。その環境保全条例の第2条には基本理念があり、そこの第2項には、「社会環境及び自然環境の保全並びに育成に関する施策は、現在及び将来の住民の参加、協力及び理解に基づいて行われること」とあります。

前町長が2020年、令和2年10月に、選挙公約で掲げていた広域化から公民連携へとかじを切りました。住民の不安の声に対して、粛々と事業を進める状況は、環境保全の基本理念をどこかに置き忘れたかのようであります。そのような状況で進められている（仮称）地域エネルギーセンター等整備運営事業産廃焼却施設建設計画は、周辺地域の環境悪化や健康被害を心配する忠岡町をはじめ近隣市からの住民からも不安の声が出ています。

それに対し忠岡町は、国が示す環境基準を確実に遵守するため、独自の目標を設定するという答弁を過去の議会でも答弁をしていましたが、基本協定を締結してから2年経過しています。事業者の施設の設計ができていないことを理由に、まだ独自基準を設定できていない状況であります。

環境基準については、よく環境省の文言が議会でも度々引用されています。前段では、維持されることが望ましい基準であり、行政上の政策目標である人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標となっていますが、この後段では、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいと述べられています。この後段部分、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定ということを、ダイオキシン類の排出基準を例にして、忠岡町の新旧の焼却施設に当てはめてみます。

忠岡町のクリーンセンターが稼働していた直近5年間、これはデータが公表されていますが、ダイオキシン類の排出量の平均は $0.0438 \text{ ng-TEQ/m}^3$ 。ちょっとこれ単位は省略させていただきます。現状より悪化しないことを前提にするなら、最低でもこの数値以下の排出基準を設定する必要があります。国が示す排出基準が0.1ナノグラムですので、これを基準にすれば現状より悪化する可能性が出てきます。

ちなみに、国が示すダイオキシン類の大気中、普段、私たちが生活してるところですね。大気中の環境基準は、これは0.6ピコグラムとなっております。ナノグラムの1,000分の1ですね。それぐらい薄い濃度の環境基準となっております。新施設から排出されるダイオキシン類の基準に比べ、約166倍の基準値とされています。

また、近隣のクリーンセンターの数値は、過去5年間のデータを見ると、岸貝クリーンセンターでは最大値0.024ナノグラム、泉北クリーンセンターでは最大値0.008

8ナノグラムとなっています。数字を見ても明らかではありますが、近隣のクリーンセンターではダイオキシン類の排出をかなり抑えられています。近隣市の環境に合わせるためには、より高い基準の設定が必要となります。また、硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気質の環境基準についても、ダイオキシン類同様、より高い設定を設けることが、現状の悪化を防止することになります。

また、焼却されるごみの量についてですが、忠岡町の旧焼却炉が稼働していた2020年から23年の4年間の平均は、年間約4,400トンとなっています。今回、事業者から出されている企画提案書での焼却量は、年間約6万トンを予定されています。旧焼却炉の13倍以上の産廃を含む廃棄物が、忠岡町の地先で焼却されることとなります。本当にそれで環境保全ができるのか、疑問に思わざるを得ません。また、新施設が稼働すると、令和6年3月末まで稼働していたクリーンセンターに比べ、廃棄物を運搬する車両の台数も増加することが容易に予想されます。

環境保全について、このまま公民連携事業による新焼却炉建設となれば、今後、様々な問題を解決する必要がある、そこに住民の参加や協力、理解が必要となってきます。

町長は、現在進められている（仮称）地域エネルギーセンター等整備運営事業を白紙撤回する理由として、環境負荷が大きいと前回の6月議会で答弁されています。地域の環境を守るためには、現状より悪化させない、現状非悪化の原則が重要だと思いますが、町長の考えをお示してください。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議員のおっしゃるように、環境保全の立場から、現状よりも環境が悪くならないようにすることが大切であると考えております。公民連携方式のごみ処理施設の事業計画は、環境への影響が懸念されることから、中止に向けて努力してまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

やはり地域の住民の暮らしを守るためにも、そして環境も守っていかなければならない。そして、町長が今回の議会の冒頭にもおっしゃってました地球温暖化ですね。二酸化炭素の削減に向けて、ごみを焼却していくこと自体を今後検討していかなければならない。そういったことも含めて、やはりもう一度、住民の皆さんと一緒にごみ処理の在り方

を考えていく必要があるかと思います。やはりこの環境保全条例の基本理念を中心に、今後のごみ処理方式について熟議をお願いして、この質問を終了いたします。

最後の質問に移ります。小学校の校庭の放課後の開放について質問させていただきます。

忠岡町にはボール遊びができる広い公園が少なく、道路などで遊んでいる子どもたちの姿をよく見ます。車通りも少なく、子どもたちも注意して遊んでいるので、大きな事故にはつながっていませんが、やはり気になってきます。ボール遊びができる公園と一言言っても、広さはもちろんのこと、周辺の環境や住民の理解が必要となってきます。

そのようなことを調査研究をした自治体があります。千葉県船橋市では、中学生の意見から次のような取組がスタートしていますが、調査の結果を踏まえ、ボール遊びができる公園の選定条件を設定しました。

その条件として、１、公園内の多目的広場が１，５００平方メートル以上確保されていること。２、公園外周にフェンスやネットが設置されていること。３、近隣住民の理解が得られること。この３点を満たす公園をボール遊びできる公園として利用できるようにしています。

しかし、忠岡町では、この条件を満たす公園は多くありません。子どもの遊び場の確保については、昨年９月の一般質問でも取り上げ、平日、放課後の小学校の校庭を開放することにより、子どもたちの遊び場の確保を要望しましたが、他の自治体の事例を調査研究するとの答弁でした。大阪府内の自治体でも校庭開放に取り組まれているところもあり、調査もされているかと思います。平日放課後の小学校の校庭開放について、調査研究の結果をお示してください。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原教育部長。

教育部（柏原 憲一部長）

学校施設の開放につきましては、スポーツ活動等を通じて、世代や背景の異なる地域住民が集い、健康づくりや交流する拠点となり、地域のつながりが再構築されるなど、地域コミュニティの活性化にもつながるとともに、子どもたちの遊び場、また仲間づくりの場、子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりの推進等の目的からも、以前より学校の校庭開放を行っている自治体がございます。

本町につきましても、主に社会教育団体を対象に土・日・祝日、平日の夜間に体育館を、土・日・祝日には小学校の校庭の開放を行っております。また、令和元年度まで毎月第２土曜日の午前中、小学校の校庭について一般にも広く開放していましたが、利用者が少ないということから、やめた経緯がございます。

現在、小学校校庭の一般開放を実施されている自治体や、また近隣の自治体の状況を調査研究していますが、小学校校庭の一般開放については、学校運営に支障のない範囲での実施となりますが、一般開放の実施に当たっては、平日の放課後であることから、非開放部分に部外者が入らないような防犯面の対応や、利用中のけがや事故、トラブルの発生時の対応、それから傷害保険の加入の有無、また見守り員の配置も必要であることから、そのための予算面であったり、利用について登録制にするなど利用のルールなどの検討も、そういった課題の整理もあるとともに、以前の小学校校庭の一般開放をやめたことなどからも、引き続き調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

調査研究もされていて、過去も忠岡町でそういった取組がされていたということでありました。いろいろと今後、子どもたちの遊び場としての観点からというのと、やはりそれを運営するためのいろんな課題というのも様々あります。そういった課題も1つずつ、もし運営していくのであれば、課題解決に向けて検討もしていただきたいと思いますし、ただ、先ほどもお話があった令和元年までやられてたということなんですけども、これは利用者が少ないということでやめられたということなんですけども、その利用者が少なかった理由というか、単純に学校まで来るのがちょっと遠かったとか、また、なかなか使いづらいとか、そういった何か、そのときにやめた、来なくなった理由というのは何かお伺いしてることはなかったのでしょうか。もしなければ、また調査してもらって、今後調べていただきたいと思いますんですけども、その点はいかがでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

以前実施していた際には、青少年指導員の方に有償ボランティアというような形でご協力いただいて実施しておりました。その中で、会議の中でも、実際に来られるお子さんが非常に少なかったというふうな結果ということでございまして、それを踏まえて一旦中止してはどうかという議論があったとお聞きしておりましたので、今分かっているのはその点でございます。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

そのときの周知徹底、周知がどれだけでできていたのかというのもあるんですけども、もし次にこういう機会があったときには、子どもたちに小学校の校庭使えるよと、伸び伸び遊んでくださいみたいな形で周知もしていただいて、子どもたちの居場所づくり、ボール遊びができる環境づくりも行っていたきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

議長（前川 和也議長）

以上で、二家本議員の一般質問を終結いたしまして、議事の都合により休憩に入ります。

次は、13時からの再開といたします。

（「午前11時18分」休憩）

議長（前川 和也議長）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前川 和也議長）

北村孝議員の発言を許します。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

議長のお許しを頂き、通告どおり順次質問をさせていただきます。

まず、リチウムイオン電池についてであります。

リチウムイオン電池は、小型で十分な電力の確保ができるため、充電して使う身近な製品に多く搭載されております。しかし、その内部には、灯油並みに燃えやすい電解液を含んでおります。高温下では、内部の温度上昇が気化を引き起こして膨張するほか、落下による強い衝撃などによっても、内部がショートし、発煙や発火のリスクが高まります。

同電池による事故は年々増加し、2024年度に独立行政法人製品評価技術基盤機構、いわゆるNITEに報告されているだけでも492件に上ります。特に気温が上昇する夏

場は事故発生のパークを迎え、2020年から24年に発生した事故の34%が6月から8月だったとされております。高温になりやすい車内のダッシュボードの上や直射日光が当たる窓際などに同電池搭載の製品を放置することも一因と見られると言われております。

また、リチウムイオン電池がどの製品に搭載されているか、認知が不十分だったり、適切な分別回収が進んでいないことなどから、ほかのごみに混ざって捨てられることがあります。2023年度は、同電池によると見られる収集車での圧縮時に、処理施設での破砕時の発煙、発火など、2万件を超えることがあったと、こういうふうにも聞いております。昨年には火災によって一部稼働停止に追い込まれたごみ処理施設も報道されております。

こうした事故が相次ぐ背景には、モバイルバッテリーのように電池の取り外しが難しい製品が急速に普及していることがあります。利用者が廃棄方法に戸惑うことから、リチウムイオン電池の危険性や適正処理に関する周知が重要ではないかと思いますが、町当局の見解をお願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

モバイルバッテリーやスマートフォン、パソコンなど充電できる様々な製品に使われるリチウムイオン電池は、利便性が高いものではございますが、一方、発火などの事故は年々増加しております。また、誤った廃棄方法により、廃棄物処理場やごみ収集車において、リチウムイオン電池に起因する火災事故等が頻繁に発生しております。

このような事例が近年、数多く報道され、本町においてもリチウムイオン電池の処分について、住民からの問合せが寄せられているところでございます。

また、令和7年4月15日には、環境省から市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策についてという通知文が発出され、リチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策が示されているところでございます。

これらを受け、本町におきましても、広報9月号のエコレポで掲載しておりますが、リチウムイオン電池の処分について、住民に対し周知を図ったところでございます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

そこで、答弁にもありましたように、本年４月に火災事故防止の観点から、家庭から排出される同電池の回収強化を全国の自治体に要請されたということで、そこで本町の具体的な処分方法は検討されているのか、お伺いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

各種リサイクル法等の制定により、製造事業者等に一定の役割を果たしてもらう拡大生産者責任の関係から、製造メーカーや回収先が判明しているものについては、住民自らで問合せの上、処分をお願いするところではございますが、メーカーが不明であったり、膨張しているものについては、回収先がないことも想定されます。

そういった電池につきましては、家庭ごみや粗大ごみと一緒に排出されるなどの誤った処分により重大事故につながりかねないことから、事故等を防ぐために、町で一旦保管し処分する方向で検討を進めております。

３番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

３番（北村 孝議員）

町のほうで一旦保管していただけるということで、これも住民に周知、よろしくお願いをいたします。便利になるほどね、いろんなところでこういったリチウムイオン電池が搭載されるということで、今後またいろんな形で、どういう機種にそういったものが使えるか分かりませんが、事故につながらないように住民に周知していただきたいと、このように思います。

府下においても、リチウムイオン電池が出火原因とする火災が増えております。住民の命を守るといった観点からも、お答えいただいた処分体制の確立をしていただくとともに、間違ってふだんのごみに出されることのないよう、住民に重ねて周知をお願いしたいと思います。

また、このリチウムイオン電池の危険性や処理に関する出前授業、いわゆる携帯とかそういったものも、手持ちの扇風機というのか、そういうものも低年齢的な使用も多いので、学校などで出前授業などを開催してですね、児童の知識向上を図っておるわけで、そういったことは家庭の分別促進につながるなど、教育面からもアプローチしたという事例もありますので、この辺も含めてよろしくお願いをいたします。

次の質問に移ります。「こども誰でも通園」であります。

より良い子育て環境の充実へ、これまで試行的事業を進めてきた、親の就労要件を問わず保育施設を利用できる「こども誰でも通園」が、2026年度の全国展開に向けて広がりを見せているわけであります。

「こども誰でも通園」は、保育施設に通っていない生後6か月から3歳未満の未就園児が対象で、2025年度に制度化され、2026年度には全ての自治体で実施されます。2025年度は、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として、2024年度の試行的事業から倍以上となる254自治体で行える見込みであります。

こども家庭庁によりますと、2023年度時点では保育施設に通っていない3歳未満の子どもの数は、全体の約6割に当たる134万人と言われております。制度の利用により、子どもが同世代と接する機会を得て、発育を促すだけでなく、親が保育者と関わることで育児負担の軽減や孤独感の解消につながることも期待をされております。利用者からは、子どもが新しいことに取り組む機会が増えた、育児の悩みを相談できる人ができたといった声も寄せられております。

2026年度からは、全国展開する「こども誰でも通園」の本町での受入れ体制、取組をお伺いをいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長

議長（前川 和也議長）

二重健康福祉部長

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員お示しのとおり、来年4月から「こども誰でも通園」制度がスタートします。本町におきましては、こども家庭庁における検討状況を参考に、来年4月から導入する予定でございます。

しかしながら、現在、こども園では保育士が不足しており、これ以上の負担はかけられないことから、併設しております子育て支援センターひだまりにおいて実施する予定でございます。

ひだまりでは、現在も一時預かり事業を実施していることから、同事業と並行して行うことで、現場の負担も最小限に抑えられると考えております。

議員お尋ねの受入れ体制等につきましては、あくまでも現時点での想定範囲ではございますが、月曜日から金曜日のうち週二、三日程度、時間帯は朝9時からお昼の1時までのうち、希望する一、二時間程度で設定する予定でございます。

1日当たりの受入れ人数につきましては、一時預かり事業と合わせて3人程度を定員として想定しております。また、1か月当たりの上限時間は、国基準の10時間までとし、利用者負担につきましても1時間当たり300円程度と想定しておりますので、よろしくお願いいたします。

3 番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3 番（北村 孝議員）

ただいま部長の答弁で、現在、こども園では保育士が不足しているので、これ以上の負担はかけられないことから、併設している子育て支援センターひだまりにおいて実施する予定であると。また、ひだまりで現在も一時預かり事業を実施していることから、同事業と並行して行うことで、現場の負担も最小限に抑えられると考えているとご答弁されておりました。

そこで、冒頭の質問で、「こども誰でも通園」の趣旨といいますか、内容について少し触れさせていただきましたが、一時預かり事業との違いは何か。また、月の上限は国基準 10 時間、利用者負担は時間当たり 300 円と考えていますと。月曜から金曜のうちの週二、三日で、9 時から 13 時のうち希望する一、二時間程度、また、受入れ人数については、一時預かりと合わせ 3 人程度を予定しているとのことですが、受入れされる時間、9 時から 13 時、また人数ですね、一時預かりと合わせ 3 人程度、定員を想定しているという答弁されておりますが、状況によっては弾力的に取り組んでいただけるのか。それと、医療的ケア児や障がいのある子どもさんの受入れ体制はどのように考えておられるのか。また併せて、利用者に当たり事前の申請手続、こういったことが必要なのかと考えますので、伺いをいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

まず初めの一時預かり事業と「誰でも通園制度」の違いでございますが、1 つは目的の違い、2 つは制度的な立てつけの違いがございます。

1 つ目の目的の違いとは、一時預かり事業は保護者の立場からの必要性に対応するものでございますが、「誰でも通園制度」は子どもの育ちを応援することが主な目的でございます。2 つ目の制度的な立てつけの違いでございますが、一時預かり事業は事業である一方、「誰でも通園制度」は給付制度として実施されます。

本町におきましては、先ほど答弁させていただいたように、2 つの事業を並行して実施する予定です。ですので、それぞれの事業と制度の違いを丁寧に保護者に説明をし、それぞれの保護者と、その子どもたちに最も適した支援を提供できるよう心がけてまいります。

また、「こども誰でも通園制度」の対象となるのは、先ほど議員からもありましたが、生後6か月から3歳未満ということで、さらに保育所等に通っていない子どもが対象ということになりますので、町内においては大体90人程度になるというふうに見込んでございます。令和6年度のひだまりにおきます一時預かり事業の利用実績が、年間延べ48人であったことから、週当たりにしますと、大体1人程度ということになっておりますので、誰でも通園制度がスタートしたとしても、現在の体制で対応は可能であるというふうに考えております。

また、先ほど議員からもありましたが、例えば3名が、定員が多くなるというようなこともですね、そこは制度を始めてから状況に応じて弾力運用についても検討してまいりたいというふうには考えております。

もう1つ、障がい児であったり医療的ケア児、そういった部分の受入れにつきましては、現時点では誰でも通園においては検討しておりません。といいますのは、こども園本園のほうに、そういった障がいであったり医療的ケア児という部分に関してはですね、もちろん相談の上ではなりますが、丁寧に対応させていただいておりますので、その辺りはこども園本園のほうでの対応ということで現在は考えております。

また、申請等につきましては、現時点ではまだ詳細には決めておりませんが、来年4月からのスタートに向けて、その辺り、詳細が決まり次第、保護者等に周知をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

いろんな相談をされて、より良い環境の中で預かっていただければ、よろしくお願いいたしますします。

ちょっと質問は後先になりましたけど、本町にはもう2園、民間のこども園があります。ここはこういった事業をしなくてもいいのですか。私の認識としては、その自治体にあるこども園、そういったところが全てこの事業を行うのかなと、こういうふうに思っていましたので、その辺についてちょっと最後によりしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

この「こども誰でも通園」制度は、各市町村において実施するということになっておりますので、町内において1か所でも実施すれば、それは問題ないんですね。事前に当然民間園のほうには意思確認はさせてはもろうてますけども、現時点においては、民間園の2

園につきましては実施する意思はないというふうに確認しておりますので、よろしくお願いいたします。

3 番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3 番（北村 孝議員）

ありがとうございます。当初、民間にもお伺いしていただいたということですが、することはないので、自前というか本町で取り組むということでもありますけども、これまた年度途中でですね、年度途中というか、これからもずっと来年の予定では4月から始まるんですけど、その途中で民間も参入したいということであれば、それはそれで受け入れていただけるものと解釈しておりますし、引き続きその辺の対応もよろしくお願いいたします。

「こども誰でも通園」については、以上で終わります。

そして、最後の質問に移らせていただきます。焼却施設についてであります。

公約で（仮称）地域エネルギーセンター焼却施設の誘致計画の中止、白紙を訴え、広域処理を目指すと言われているが、その後の進捗状況、これ6月にも質問させていただいて、町長が職員と相談しながらいうことのご答弁、確かにあったかなと思いますので、原課で恐らく何か動きがあるのかなと思っておりますので、進捗状況をよろしくお願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

広域化につきましては、具体的には、岸和田市貝塚市清掃施設組合への参入、もしくは事務委託の方向で検討を行う旨の町長意向を受けまして、6月3日に事務方レベルで相手方組合へ意向等のヒアリングを実施いたしました。

相手側におかれましては、協定締結時の岸和田市域、貝塚市域のごみ以外は受け入れないといった地元地域との協定があることから、本町のごみの受入れはできないといった回答でございました。

また、町長におかれましても、岸和田市長を訪問されており、地元との協定などの問題がありますとのことで、まだはっきりとしたお返事は頂いたわけではないということをお聞きしているところでございます。

3 番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3 番（北村 孝議員）

今、次長のほうから答弁いただきましたように、私から見させていただきますと、職員さんが行って、当然もうお断りされてるわけで、町長が行って、地元との協定の問題などがあるのでということで含みを持たせた、まあ言わば丁寧にうまくお断りされてるということで私は感じております。

これも何も裏づけがあるものでもなし、私どもの同僚議員も岸和田市にはおります。そういうところからも情報として頂いておりますけども、岸貝の清掃施設組合の議員もその中にも入っております。こちらにおいても、一般的に市長との懇談の中にも、そういった岸貝以外は受け入れないということでもありますから、恐らく、恐らくというよりほぼもう 99%は無理だろうと私は思います。

だから、町長の目指す広域をどこに持っていくんだと。泉北も今ちょっといろんな、どこへ建て替えるかいうことでちょっといろいろとあるみたいですけども、ここも駄目、岸和田も駄目。どこに持っていきはるんですか、堺に持って行きはるんですかと、そういうふうになれば、住民の立場から考えれば非常に不便になる。住民の方、私ね、恐らくこの広域って簡単に思っはると思うんです。

粗大ごみも今町内にあるから、我々は50キロ500円で持っていけるわけです。よそに持っていけば粗大ごみは、毎日粗大ごみは出ませんけども、町全体からしたら毎日かなりの粗大ごみを処理されていると思いますよ。そういったところで、当然よそに持っていけば、その処理費も高くなる。町内にあれば、時間的な労働時間、その動く時間的にもさほど大きな時間を要しない。この堺、例えば、どこか分かりませんよ。この岸和田も泉北も駄目だとなればね、堺、また泉佐野のほうにも組合があるんですかね、そこへ持っていくには、かなりのやっぱり時間を要します。

この辺のね、私、不便さを考えて、いやいや、北村さん、不便よりも環境、健康の問題のほうが先ですと。これは分かります。だけど、ここの部分については、担当課も国基準、また国基準以上のものの数値をもって対応するというようなお答えもこれまでもありましたかね。そういったことで、ここの部分についてね、その辺の住民の方が、いざそうなればその不便さというのが十分承知されてるのかなというのが私、1つあるんです。

そやから、健康被害があっても忠岡に（仮称）エネルギーセンターを造ったらええねんというようなことはいいですけど、ここはしっかりと府また国に申請して、基準を守りながら処理を稼働させていくということが、私はそういったいろんなことも含めて、このエネルギーセンターにこれまで賛成する立場で物も言わせていただいているんです。

町長、これ、ちょっと長くなりましたけど、今後、恐らく町長も多分岸和田市さんも無

理なんやろなということは恐らくどっかで感じてはると思いますが、今、そうですねって、首を縦に振れません。まだ3か月よ。その中で公約をひっくり返すような、そんなことはやっぱり住民に対してもあれですから、もう少し延ばすというところにあるのかなと思います。

これ、延びれば延びるほど、今エネルギーセンターというのはスケジュールどおり進んでるわけで、負担といいますか財政負担といいますか、そういった損害、訴訟までされるおそれも出てくるかもわからない。停止となればね。その辺も含めて町の財政的な部分についてもね、もう十分お知りおきやと思うんですけども、この辺についても、当然このエネルギーセンターをしっかりと、まずいの一番に解決しないと、財政の収支見通しなんて、あそこの収益を含めての多分収支見通しされていると思います。

町長、ほかにも公約を掲げてます。そなん、ここをまずしっかりと進めていかないと、この計画どおりやっていかないと、いろんなことを考えると、そういった財源、積極財政はいいと思うんですけど、要はかなめは、お金はどこから来るんやとというところにあるので、ここをしっかりと考えて、私は前回も言いましたけども、このエネルギーセンターを、しっかりと悪いところは悪い、ここはもうちょっと、こういうのは受けないよと、ここを見直して行って進めていくいうところには至らないのかなというふうに、まだずっとそういうことは思ってます。だから、こういった質問もさせていただいてるんです。まあ、岸和田へ行ったことも含めて、ちょっとご答弁お願いします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

岸和田市貝塚市の清掃組合の、そちらのところでの状況からしての今後の方向性ということでご質問を頂いているわけですが、私も選挙の公約で（仮称）地域エネルギーセンターの焼却施設のこの計画の中止に向けて、ごみ処理は広域化、広域処理を目指すということ掲げておりますので、その方向で努力してまいります。

どこかと、住民のごみを引き受けてくださるところを探して、近隣、周辺の一部事務組合のごみ処理施設への受入れということで話をしてまいります。なかなか、期日というところにおきましては、相手のあることですので時間もかかることであると思いますが、努力してまいりたいと思います。

また、利便性のところですね、住民の方が粗大ごみ等を持ち込む際のその利便性についても、遠くなれば不便になるというところをご心配されていらっしゃるかと思います。が、不便にならない方法はないのかということも併せて、含めて検討もしていくべきだというふうには思います。

ということで、ごみ処理の広域処理を目指して引き続き努力してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

3 番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3 番（北村 孝議員）

岸和田へ行ったことのあれは、相手もあることですからということで、それは答弁として頂いておきますが、町長、これ朝日新聞ですかね、3 か月たってどうなんだということも質問されて、いろんな、これまでの公約を掲げたこともお伺いされて、町議30年以上やって、今回、自分自身がチェックされる側になってどうなんですかみたいなこと、いろんな質問もされております。

その中で、当然今質問いたしております民間企業との協定に基づいて進められている産業廃棄物焼却施設の誘致計画の中止を公約したということ、この点についても質問されているわけですが、この中で町長が答えてはるのはね、「協定に基づき日々の方民のごみを三重県に現在ある焼却施設で燃やしています。協定を撤回すると、現在のごみ処理もできなくなる。どんな処理方法をとるのか確定しないと協定の解除はできない。まずは広域処理を目指したい」ということですが、この中で、「まずは」ということは、ほかにもお考えがあるのかなということを私1つ思います。

ここにも言うてはって、町長もよく分かってはるように、現在のごみ処理ができなくなる、次のいわゆる処理の方向が決まらなと、今、三重まで持っていって、どんな処理方法をとるのか確定しないと協定の解除ができませんとあります。今、再度言いますが、これについても、先ほどの答弁から、相手もあることですからということで、そちらは相当時間を要するのかなと思います。

というのは、向こうも、どこか分かりませんよ。広域となれば受け入れるほうも当然地域の住民の理解も得らなならん。議会の承認ももらわなあかん。アセスの問題もある。相当時間を費やします。

そういったことから考えると、先ほども言いましたが、町の財政負担、今進められてるこの部分の負担、損害の賠償というのは計り知れないものがあるのかなと、こう想定します。

そういったことから、何度も言いますが、町長、公約に掲げた以上、この広域処理というのを当然全力で取り組んでいかれはるのとは分かりますが、ゆくゆくは住民に住民の皆さんに大きな負担をかける。環境だけじゃなしに財政的にも、環境は別として、財政的に大きな負担をかけるという観点からも、当然今のこの進められてる方式でお考えは変わらないということを再度答弁を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

朝日新聞のところのニュースですね、報道のところから、まずはというところで、ほかにも方法があるのですかというのは、特にはほかに方法があるということではございませんので、まずはというふうなところは深い意味があつてのということではなく、委託をしていくというところのまずはというところであるということとはちょっと先に申し上げておきます。

公民連携事業を中止するには、議員もよくご理解されてると思いますが、住民の日々のごみの処理方法を確立するということが必要であるというのはどの議員も分かっていることであります。でありますから、本町のごみをまずは受け入れていただけるというような、そういう委託というところで受け入れていただけるように、近隣周辺のごみ処理施設とその受入れの話をしてまいりたいというふうに思っております。それについても鋭意努力してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

また、費用がいかほどというのは、これは幾らというところは今の段階では分かりません。ということでありますので、長くなるということがあまりよろしくないという状況であるのは十分理解をしておりますので、近隣周辺のごみ処理施設のほうで受け入れていただけるように鋭意努力してまいりたいと存じます。

どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

3 番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3 番（北村 孝議員）

町長も、長引けばいいことはないというのは、当然ご答弁のあれですけど、お分かりだと思います。早い段階で判断されるのがいいのかなと、こう思います。

で、公約を掲げた以上は努力されるのは当然だと思うんですが、最終的にね、今の状況では、冒頭にも言いましたが、泉北も岸和田も恐らく駄目だろうと、受けてもらえないだろうということは、私のあれから見た場合はそういうふうに思います。

その計画が中止になって、このエネルギーセンター、通称エネルギーセンターをやっていくということになれば、これは町長、当然公約違反というか、やむを得ないというか、そういったことによって住民にアンケートというか、住民に何か住民投票するみたいなことも時事通信にも書かれてますし、その広域がええのかどうかというところの部分だと思

うんですけども、そういったことも含めてですね、実現できなかった場合、町長としてどう責任をとるのか、最後にお尋ねして終わります。

議長（前川 和也議長）

北村議員、既にもう3回質問されてたかと思うのですけども。

3番（北村 孝議員）

これ、4回目やった、今の。

議長（前川 和也議長）

はい、4回目になりますので。

3番（北村 孝議員）

分かりました。そしたら、そういったことで、そこら辺も含めて公約は公約で達成していかなあかんものがあるんでしょうけど、エネルギーセンターをより良いものにする、悪いところは改善していくと、これまでも言ってきましたけど、その辺を含めて、現に進められている計画を、我々としても町長の方向性を変えることに期待して、質問を終わらせていただきます。

以上です

議長（前川 和也議長）

以上で北村議員の一番質問を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

次、森野良一議員の発言を許します。

7番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

森野良一でございます。議長より発言のお許しを頂き、今回は2回目の一般質問となりますので、今、本町が抱える課題や防災計画など、しっかり質問していきたいと思えます。同じような質問もありますが、理事者の皆様、ご答弁のほどどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今回は質問事項が多いので、早速ではございますが、通告書のとおり質問を始めてまいります。

まずは、町長選挙の最大の争点の1つでもあり、町民の皆さんを二分している地域エネルギーセンターの問題についてお聞きします。

6月の一般質問においても私を含め他の議員も町長に質問しましたが、いずれの質問に対しても明確な答弁はなされませんでした。そこで、今回は、ご心配されている町民の皆

さんに向け、現在、地域エネルギーセンターは建設に向けどのような進捗度にあるのかを担当部局よりご答弁をいただきたいと思います。ご答弁よろしく願いいたします
産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

本事業につきましては、令和5年2月に事業者と締結いたしました（仮称）地域エネルギーセンター等整備運営事業公民連携協定に基づき、本町と事業者の役割分担の下、現在進められております。

令和6年4月からは、忠岡町し尿処理施設解体撤去事業、中継施設整備事業、中継施設運営事業、及び忠岡町一般廃棄物外部委託処理事業に係る実施協定に基づき、民間処理施設での可燃ごみの処理が開始されております。

また、現在は、令和6年10月に締結いたしました新施設整備事業及び現施設解体撤去事業における設計環境アセスメント手続、及び環境影響評価等、本町においては土壌汚染状況調査をそれぞれ実施しております。環境影響評価につきましては、間もなく事業者から大阪府へ方法書が提出されるという状況でございます

7番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。協定どおり粛々と事業が進んでいると理解してよさそうですね。

では、今、事業者が進めている新たな設備投資について伺います。6月議会では町長が知らなかったらしく、詳しく伺うことができなかったのですが、計画の進捗に合わせ事業者による新たな設備投資が進んでいます。今年度は、中継施設内のプラの破碎機や、缶・瓶の選別機などが導入される予定になっていますが、是枝町長は産廃処理誘致計画反対を掲げながら、この設備投資を容認しているということですのでよろしいですね。町長のご答弁を求めます。

また、これらの新設備の導入に係る事業者の費用負担額はいかほどになるのか。また、事業者からはどのような計画や相談があったのかをお伺いいたします。併せて担当部局のご答弁もよろしくお願いいたします

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

今後につきましては、事業者提案に基づきますと、令和8年度をめぐりに中継施設内での資源ごみの受入れを行うための設備が設置され、その後、既存クリーンセンターの解体、および新施設の整備が行われます。既存クリーンセンターの解体費用につきましては、今後、新施設運用期間中の処理費用に上乗せし、町が負担することとなりますので、詳細な内訳の提出を求めてまいります。

一方で、資源ごみの受入れ設備や新施設の整備につきましては、相手方の責任及び費用負担で行うものであるため、詳細な費用の報告は求めておりませんが、年度ごとに財務書類等の提出を相手方に求めておりますので、事後的にはなりますが、年度においてどれほどの設備投資を行ったかというのは把握することができます。

以上です。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

令和8年度予定の瓶・缶等の減容機等のその件でございますけれども、容認をしているというものではございませんが、これについては計画の中でそのようになっているということをお聞きしております。それについても、担当の部局と相談して、どのように対応していくのかということは考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。公民連携事業において一番大切なことは、いろんな内容を理解し把握しておくことが大切でありますので、しっかりと事業者と連携をしながら事業を進めていってください。それと、もしも協定を破棄するようなことになった場合、これらの設備投資に要した費用はどうなるのか伺います。ご答弁よろしく願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

本町の事由による契約破棄につきましては、事業者から応分の負担を求められる可能性がございます。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。広域化を目指しながら、それまでは今の計画を進めるなどといった二股の行政運営、町民にとっては不利益しかない進め方ですね。よく分かりました。これから先は公民連携と広域化の両方の予算が計上されることもありそうですね。私はしっかりと考えて判断をしていくようにいたします。

では、次の質問に移ります。

選挙公約の 1 丁目 1 番地である地域エネルギーセンター誘致の計画の白紙撤回に向けた広域化準備について、今回はまず原課に伺います。選挙公約であるごみ処理の広域化について、町長より原課に対しどのような指示があり、どのようなアクションを起こし、どのような結果となったのかをお伺いしたい。ご答弁よろしく願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

先ほどの北村議員の答弁と同じになりますが、広域化につきましては、具体的には岸和田市貝塚市清掃施設組合への参入、もしくは事務委託の方向で検討を行う旨の町長意向を受けまして、6 月 3 日に事務方レベルで相手方組合へ意向等のヒアリングを実施いたしました。

相手方におきましては、協定締結時の岸和田市域、貝塚市域のごみ以外は受け入れないといった地元地域との協定等があることから、本町のごみの受け入れはできないといった回答でございました。

以上です。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ありがとうございました。是枝町長、町長の指示で動いた事務方の協議では、本町のごみの受け入れはできないとはっきり言われたようですが、町長はその後、8 月 19 日にこの

件で岸和田市長を訪問されているが、結果はいかがでしたか、ご答弁お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

はい。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

その日に岸和田市長を訪問いたしまして、その中で地元との協定などの問題がありますということでございました。はっきりとしたお返事を頂いているわけではございません。

以上でございます。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

協議、ご苦労さまでした。岸和田市長の返事をどう捉えるかなんですけれども、実質上、岸和田からも断りを受けたような状態でありますから、いつまでも広域化を進めるというのは無理な話やと思うんです。忠岡町民の不利益にもつながるのではないかと思いますし、それとも広域化以外に計画を中止させる方法があるんでしょうか。町長、いずれにしましても、期限も定めず広域調整を行うなどというのはおかしいです。広域化調整の期限を定めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。ご答弁お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

岸和田市貝塚市の清掃クリーンセンターのほうには、忠岡町としては乗り越えるべき課題がありますということで、この点についてはよく検討してまいりたいと思います。

また、ごみの広域処理については相手のあることであるかと思いますので、いつまでというふうにこちらの都合だけではなかなかいかないというところがございます。本町のごみを受け入れていただけたところを探していく、模索していくという手法で行くという方法でしか、なかなかないと思います。近隣だけでなく周辺、一部事務組合の施設も含めて検討してまいりたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。では、最後に、広域化が事実上できないと判断された場合の責任のとり方について伺います。

このまま近隣市との協議が進まず、ごみの広域処理が事実上できないと判断された場合、町民を二分し、行政の混乱を招いた責任をどうとおつもりですか。その責任は重大であり、町長の職を辞していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。ご答弁お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

はい。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

広域化できないという場合という仮定の状況についてのご質問につきましては、お答えを控えさせていただきます。ごみの広域処理に向けて鋭意努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

それでは、理事者側にお伺いします。役所としては、現在のこの状況をどう捉え、今後どのように進めていくつもりなのかをお答えいただきたい。ご答弁よろしくをお願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

町といたしましては、現況は事業者と締結いたしました公民連携協定や実施協定に基づき公民連携事業の取組を進めてまいりますが、一方、町長からのご指示により岸和田市貝塚市清掃施設組合への訪問も行ったところでございます。引き続き町長からのご指示により広域化の研究も進めることとなります。

以上です。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ありがとうございました。町長、多くの町民は今の二分された状況を良しとは思っていません。町長は広域化、一方、行政側は現在の協定に基づき公民連携を粛々と進めるなどといった二股の行政運営を望んではいません。長引けば長引くほど町民の分裂は深まり、行政の混乱は大きくなり、双方にかかる費用が膨らむおそれがあります。早期の決着を望みますが、もう一度町長からご答弁いただけますか。よろしくお願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

ごみ処理の広域処理の話を取り付けて、中止に向けて解決できるように努力してまいります。

また、公民連携事業に納得をされていない住民も多くいらっしゃったということが、今回の町長選挙の結果として現れたのではないかと私は考えております。ごみの広域処理には相手のあることでございますし、時間を要しますが、努力してまいりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ありがとうございました。何度も申しますが、長引けば長引くほど重大な費用が膨らむおそれがありますので、町長、一日も早い決断をしていただきたいと思います。

それでは、次の項目の入札制度についての質問に移ります。

杉原健士前町長が犯した町発注の入札工事での最低制限価格の漏えいによる官製談合事件の検証について伺います。

まずは、今回の事件を受けて、なぜこのような官製談合事件が起こったのか。庁舎内での検証は行ったのでしょうか。

次に、選挙公約の最低制限価格の公表も実施されず、入札制度の改革も行われていない状況で、再発防止策はどうなっているのでしょうか。また、杉原前町長の任期中は大きな入札工事が複数あった。本町独自でもしっかりと調査した上で調査報告書を提出すべきと考えるが、いかがでしょうか。

以上、3 点についてご答弁をお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

1 点目のご質問でありますなぜ事件が起きたかの検証につきましては、事件発覚後、検証を行いました。このような事案は、全国的な事例を見ましても関係職員から漏えいすることが多いことから、本町におきましては、毎年、公正取引委員会から講師を招き、官製談合防止に対する研修を実施し、一定の対策は講じてまいりました。最終決定者である首長から漏えいすることを想定していなかったという点が、要因になったと認識しております。

2 点目の再発防止策はどうなっているのかとのご質問でございますが、先ほどの答弁の中にもございましたが、今回の大きな要因は、守秘義務を課せられている首長が漏えいしたという点になります。検証の結果、入札事務の流れに問題はなく、首長のモラルの問題であるため、コンプライアンスの徹底が最優先と考えております。

今回の事件で、本町に対し入札談合防止に向けた研修を毎年度実施していただいている公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所に対し電話相談したところ、本町の見解と同様、まずはコンプライアンスの徹底を実施することが望ましく、不法行為を抑制するために有効であると助言を頂きました。

今後は、特別職においても公正取引委員会の研修に参加していただく。また、予定価格、最低制限価格を漏えいできない環境とすることと考えております。現在、既に実施しておりますが、予定価格等の作成を入札直前にすること、物理的に漏えいできない環境にするなどを試行的に進め、デメリットが懸念される事前公表に関しましては、並行して慎重に調査研究を進めてまいりたいと考えております。

3 点目の本町も独自で調査し報告すべきというご質問でございますが、今回の事件で対象となった工事以外に関しましても、捜査対象となった上で、事件性のある 4 件の工事が書類送致され、起訴されております。既に警察である捜査機関が調査しておりますので、改めて本町が調査を行うということは考えておりませんが、捜査段階から書類の提出など捜査に協力しておりますので、現在、公判中の裁判が結審いたしましたら、本町が知り得た情報や経過等についてご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございます。私がこの質問において確認をしたいことは、二度と同じ過ちを犯すことなく今後の入札を行うのか、今回、本町で起こった官製談合事件を忠岡町としてどう総括するのか、そしてその総括に至った過程を報告書にまとめ、今後につなげていくのか、二度とこういう事件を起こさないためには本町がしっかりとした覚悟を持って総括し、住民へ報告すべきと考えているからです。この後は、本町が総括した最終報告書の作成と提出をよろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。入札監視委員会について質問をいたします。

まずは、このたびの官製談合事件の入札案件は、委員会の調査対象案件に挙がっていたのでしょうか。また、挙がっていたのであれば、なぜこのような事態になったのか、ご答弁を求めます。

次に、この短い期間に4件もの事件が起きたことを考えると、入札監視委員会は本当に機能しているのでしょうか。ご答弁を求めます。

最後に、本町と同様に、入札監視委員会としても、他の入札を含め再調査をし、最終報告書の提出を求めたいと考えます。

以上3点について、ご答弁を求めます。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

1点目の談合に係る入札案件のご質問でございますが、本件の事案は、令和6年7月30日入札執行の消防本部庁舎仮眠室等個室化改良工事、町道本通り線舗装改修工事、令和6年12月19日入札執行の中央線11分区污水管渠敷設工事10工区、令和6年度町道大津川左岸線舗装改修工事の4件であり、4件中3件は調査対象として挙がっておりました。

令和7年1月24日開催の委員会、令和6年4月1日から令和6年9月30日の間までの入札が対象でございますが、消防本部庁舎仮眠室等個室化改良工事の1件で、10社指名で応札9社でありましたが、落札率97.44%であったことが理由で対象となっております。

入札監視委員会は、各委員3件程度、審議案件を抽出していただいております、町道本通り線舗装改修工事につきましては、落札率が79%と低かったものの、他の案件で落札率が非常に低いものや不調となったものなど審議必要な案件があったため、調査対象には挙がりませんでした。

令和7年5月19日開催時、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間の入

札が対象でございますが、中央線 1 1 分区污水管渠敷設工事 1 0 工区、令和 6 年度町道大津川左岸線舗装改修工事が、事件の事案であるという理由で調査対象案件となっております。

事件が明るみに出る前に調査対象となった事案は、消防本部庁舎仮眠室等個室化改良工事で、落札率が高過ぎる点が調査すべきポイントでしたが、一度不落札を経て 2 回目の入札執行という点を鑑み、数字としては疑義のあるものではあるが、問題はないと判断されておりました。

他の 2 件は、最低制限価格の近似値で、起訴された業者が落札した入札案件と最低制限価格と同額の落札金額であるが、本件とは無関係の業者さんが落札した入札案件となっており、双方落札金額に疑義はありましたが、官製談合があったと決定づける判断は非常に難しいものと考えられます。

繰り返しの答弁となりますが、このような事態となった大きな要因は、守秘義務を課せられている首長が漏えいしたということであると認識しております。

2 点目の入札監視委員会は機能しているかというご質問でございますが、入札監視委員会の所掌事務は、契約の過程及び内容について審査し、談合等の不正行為を排除するとともに、公正な執行を図るもので、今回で申し上げますと、談合情報対応の報告を受け、意見の具申または勧告を行うこととなります。監視委員会が機能しているのかということでございますが、職員においては監視委員会に入札等の事務をチェックされているという意識が芽生えておりますので、一定の効果はあると考えております。

本町といたしましては、委員会の意見を聞きながら再発防止に取り組むとともに、本委員会が談合防止の一定の抑止力として機能を発揮できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

3 点目の入札監視委員会も再度調査し報告すべきとのご質問でございますが、今回の件に関しましては、令和 7 年 5 月 1 9 日に第 1 回目を開催し、本件に関して既にご報告し、ご審議いただいております。既に 4 件以外の工事についても捜査機関が捜査しておりますので、改めて委員会が再度調査を行うということは考えておりませんが、今後 9 月下旬頃までに 2 回目を開催し、同様の件があった団体の対応方法や、全国的な取組状況などをお示しし、忠岡町に適した改善策を町に対して意見の具申または勧告を行っていただく予定となっております。その結果は、住民の皆様にもご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。入札監視委員会としても、町に対して意見の具申や勧告を行うだけではなく、入札監視委員会としての報告書が必要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。町長選挙で掲げた選挙公約の達成度と取組について伺います。

是枝町長が町長選挙において今年度中に行うと約束された公約が幾つかありましたが、現状はどのような状況でしょうか。ご答弁よろしくお願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

選挙公約の達成度と取組ということにつきましてでございますが、議員の今ご質問いただいた今年度中というのは、それは正確ではございません。今期中ということで、選挙の公約というものはそういうものだと思いますので、そういったところで、今年度中というところ限定されたものではないということだけはちょっと申し上げておきます。

公約に取り組み始めたところでございます。まだ達成度を量るところには至っておりません。時間がかかるものもございます。また、具体的には、新年度というところが一番これから予算を編成していくというところもございますので、そういったところも一つ一つ取り組み始めていきたいと思っております。

時間がかかるものもございます。取り組み始めて一つ一つ実行していけるように、頑張って努力してまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ありがとうございました。では、この9月議会に上程されている補正予算での3学期の小・中学校の給食費の補助は、公約とは関係ないんですね。町長の公約は小・中学校の給食費の無償化でありましたが、制度化されてもいない、施策でもない、ただのばらまきですね。町長の答弁を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

本議会に上程させていただきます物価高騰対策として、水道料金の基本料金の補助、そして小・中学校給食費の補助ということでございます。まだどれぐらい、今後の財政見通しとの関わりということもございますので、しかし物価高騰で大変苦しんでいるという住民の皆さんの暮らしを鑑みて、こういった物価高騰対策として緊急にする必要があるということで、今議会に提出をさせていただいております。

公約の1つかどうかといいますか、またそれはきちっと新年度の予算というところで、1年間通じてというふうなところも見ていただければというふうにも思っておりますが、物価高騰対策として一旦は今、緊急にお出しさせていただくということでございます。

以上でございます。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

ありがとうございました。公室長にお伺いします。今後の町財政状況も何も議論せず、次年度以降続けることができるかどうかはわからない、ましてや一度行くとやめることのできないことを、なぜ今回のように補正予算で簡単に提出するんですか。何も削らず、国からの補助もなく、本町独自で数千万程度の大きな事業をやった場合、他の事業に影響はないのですか。現実にはなってほしくないですが、本町の中長期の財政見通しは近い将来赤字に転落する予測ですよ。

私も子育て世帯の1人です。家計が楽になることは非常にありがたいが、そのツケを子どもたちの世代がかぶることだけは避けたいんです。子どもの世代にツケを回さないためにも、やらないといけないことがいっぱいある。そう思ってこんな質問をしているんです。立花公室長はどのように考えていますか。ご答弁よろしくお願いします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

ご質問ですけれども、町長の公約を実施することで他の事業に影響がないのかというご質問の内容かと思っておりますけれども、ご答弁させていただきます。

令和7年度当初予算においては、各課からの予算要求の段階では、今後必要となる老朽化した施設整備を含まずに、12億程度の収支不足が生じておりましたが、予算査定において削減し、ようやく2億7,000万円程度の財政調整基金の取り崩しに抑えたという経緯がございます。

不採択となった事業につきましても、必要ではないというものではございませんで、財源にも限りがあり、仕方なく先送りしたというだけでございますので、住民サービス向上のため、持続可能なまちづくりのためには、いずれは執行しなければならないと考えております。

町長公約の中には、高額な支出となる事業もございますので、実施することによる他の事業への影響はあるものと考えております。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

熱くなつてしまい、無理なご答弁を頂きました。申し訳ございませんでした。

それでは、次の質問に移ります。国民健康保険料と介護保険料の引下げについて伺います。

まずは、原課に伺います。是枝町長就任後、保険料引下げについての明確な指示はあったのでしょうか。ご答弁よろしくお願いいたします。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

まず、国民健康保険料でございますが、国民健康保険料を下げることについての相談はありましたが、指示はありません。なお、国民健康保険料につきましては、さきの6月議会の一般質問で答弁しておりますとおり、大阪府全市町村が完全統一をしております。また、そのことが評価されて国から交付金が交付され、それが保険料の抑制財源となっておりますので、本町が単独で保険料を引き下げということは現実的ではございません。

次に、介護保険料でございますが、介護保険料を下げることについての相談はありましたが、指示はございません。また、介護保険料で言いますと、高齢者の進展により、今後ますます介護給付費が伸びる見込みですので、それに伴って令和9年度からの計画期間の保険料基準額は、現在より上がる見込みでございます。

以上でございます。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございます。是枝町長、保険料引下げの指示もしない上に、下げるどころか、介護保険料は令和 9 年度からは上がる見込みだそうですよ。私、前回の一般質問終わった頃から、町民の方に「保険料下がれへんの。一体いつになったら下がるの」って聞かれるんですけども、「もうできない公約で、あれはうそや」って言っていいでしょうか。町長、ご答弁よろしくお願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

うそではございません。今、担当次長が答えましたように、そのような現実がございます。国民健康保険料の引下げにつきましては、国保の都道府県化が行われ、大阪府は全国に先駆けて令和 6 年度から統一保険料にされましたが、大阪府の国保運営方針はあくまで技術的助言でありますので、忠岡町独自で保険料を引き下げるとは法的には可能であると考えます。

しかし、そうした場合、大阪府が統一保険料に先駆けてすることによって国から受けている保険者努力支援制度交付金が減額され、他の市町村への影響もあるということから慎重な対応をするということとなりますので、相談はいたしました。が、まだ具体的な指示は出していないというところになっております。

また、国保料引下げと同様の国保加入世帯の負担軽減策について検討しておりますが、それも大阪府が保険料引下げとみなすと、徹底してこのように言ってこられております。ですから、住民の方が森野議員に「いつ下がるんだ」というふうに言ってこられた、その方も国保料が高いからそう言いに来られてるわけでありましょう。私は、国保料が高いという、そういった国保加入者の苦しみ、声に耳をふさぐわけにはいかないわけです。その声がある限り、国保加入世帯の負担軽減のために何か方法はないかと真剣に考えて努力し続けたいというふうに考えております。

大阪府に対しましては、来年度の保険料算定の際、全国トップクラスに高い統一保険料の引下げを求め、また国に対しては全国知事会も国の財政措置を増やすことを求めておられますので、国に対しても財政措置の増額を求めてまいります。

また、介護保険料につきましても、来年度は 3 年に一度の保険料改定を検討する年度でございます。その中でいかに負担軽減ができるかということを考えてまいりたいと存じます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ありがとうございました。担当部局の方も申しておられましたけれども、本町が単独で保険料を引き下げる件は現実的ではないというのもしかりとご理解していただきたいと思います。

それでは、次に財政調整基金について質問いたします。この9月議会にも幾つかの補正予算が上程されているが、財政調整基金の取崩しの案件は上程されていない。選挙時に、あれだけため込んだ財政調整基金を使い、町民の命と暮らしを守ると言っていたのに、なぜ基金を使わないのでしょうか。まさか30年以上町会議員をしておられたのに、町長になって初めて基金の大切さが分かったのでしょうか。町長、ご答弁よろしく願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

財政調整基金につきまして、お答えをさせていただきます。

大切な住民の財産でありますから、基金の取崩しにつきましては、担当部局としっかりと相談をして、安易に取り崩すものではなく、財政状況の必要性をよく検討し行うことを基本とし、物価高騰で大変な住民の暮らしを支える施策や、また住民福祉の向上を行うということと、そして基金に積み立てることのバランスを考えながら、公約の実現に一つ一つ取り組んでまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。今のご答弁を伺うと、基金の大切さは分かっておられるようですね。では、保険料の引下げに続き、ため込んだ基金20億円を使った町民の暮らしと命を守る公約も、うそやということではよろしいでしょうか。町長、ご答弁よろしくお願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

最後のところが聞き取りにくかったですけれども、うそというふうにおっしゃられたんでしょうか。うそではございません。財政調整基金を取り崩すということはできますけれども、それを、その一旦施策を行っていくと、その1回限り、1年限りで終わるというものでは十分な効果が発揮できないと私も考えておりますので、その制度が持続的に行えるかどうかということも見ながらということがありますので、担当課と財政部局とよく考えてということを行ってまいりたいと。

また、これまでの財政調整基金がこれだけ残高が積み上がってきたということは、その住民の福祉の向上ですね、その使う部分と、そしてためる部分というもののバランスが非常に、あまり良くなかったということで、ためるほうが多かったということもあったかも、あったというふうにも私も感じておりますので、そのバランスをよく考えてというところをしながら、施策が継続的に行えるようにというふうに、そういったところを見ながら、担当課と相談して一つ一つ公約の実現に努力してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ありがとうございます。時間の都合上、次の質問に移らさせていただきます。

令和6年度決算見込みについて質問をさせていただきますが、令和6年度の決算審査は、今議会内での決算審査特別委員会にて審査されるため、収支見込みと財政調整基金への積み増し金額のみをお伺いいたします。ご答弁よろしくお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

令和6年度決算について、歳入総額78億763万1,000円、歳出総額76億359万2,000円で、歳入歳出を差し引いた形式収支は2億403万9,000円、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は1億7,390万1,000円の黒字となりました。9月議会において、実質収支のうち1億7,300万円を財政調整基金を積み立てる補正予算を計上しております。決算についての詳細は、決算委員会においてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。また、詳細につきましては決算特別委員会において伺いするようにいたしますが、持続可能な町財政運営をこれからも心がけていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

では、次に本町の今後の財政運営の見通しについて伺いをいたします。先ほどの町長公約の質問で少し触れてしまいましたが、改めて伺いをしたいと思います。

本町では急激な物価の高騰や賃金の上昇などが及ぼす影響を考慮した今後の町財政の見通しをどのように捉えているのでしょうか。ご答弁よろしくお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

令和 6 年度の決算は黒字となりましたが、物価高騰が収まる気配がないことや賃金上昇など本町を取り巻く社会情勢は依然厳しい状況であり、今後、人口減少、中でも少子・高齢化が進んでいくことで、生産年齢人口が減少し、税収も超長期で見た場合、減少していく見込みと考えております。また、財政健全化時代に手をつけることができなかったハード整備、公共施設の老朽化対策を考えますと、今年度当初予算編成時点においても多額の収支不足となっていることにより、財政調整基金を取り崩し、その不足額を補っておりますが、歳出を削減しなければ、財政調整基金を取り崩して収支調整せざるを得ない状況が想定されると考えております。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。私、令和 7 年 3 月版の「今後の財政収支見通しについて」と書かれた資料を拝見しました。今のご答弁のとおり、物価の高騰や賃金の上昇、労務単価や資機材の価格高騰などがくみされた試算となっておりますが、実際の令和 6 年度物価上昇率や賃金上昇率などを見ると、少し甘いのかなとも感じました。

皆さんのお給料の話ではありませんが、令和 6 年度の全国の賃金上昇率は約 5.3 %、

物価上昇率は約３％となっており、この差は近い将来、物価をさらに押し上げるでしょう。その他の不確定要素もたくさんありますが、賃金や物価が伸び悩むという要素はありません。ご答弁にもあったように、本町においては生産年齢人口が減少し、長期的に見た場合の税収減や公共施設の老朽化対策に、プラス突発的な災害費用などを考えると、一定の貯金が必要ではないかと感じておりますが、再度財政部局の見解を伺わせていただきたいと思います。ご答弁よろしくお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

社会情勢などの変化により町が置かれる状況はその都度変わりますので、本町が財政破綻という危機的な状況に陥った経験則から、リスクの備えとしての財政調整基金をある程度確保した上で、住民サービスの向上と持続可能なまちづくりのため、将来を見据えた今後の財政収支見通しを立てる必要があると考えております。

７番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

７番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。では最後に、そんな中、本町に今回の補正予算のような全てが一般会計からの支出になるようなばらまきを継続していく余裕はあるのでしょうか。ご答弁求めます。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

令和７年度当初予算においても財政調整基金２億７，０００万円を取り崩し、収支不足を補っており、また財政健全化時代に手をつけることができていなかったハード整備、公共施設の老朽化対策や、今後近いうちに発生すると予測されている南海トラフ地震への備えを考えますと、潤沢な自主財源が確保できるという見込みのない中では、今後も決して余裕のある財政運営ができる状況ではないと考えております。

７番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。以前にも言いましたが、町長、職員の皆さんは町財政を考えながら各事業を行ってくれておりますので、公約が果たせない場合、職員や議会のせいにせず、町長自身の責任と捉えてください。

それでは、最後の質問に移らさせていただきます。

議長（前川 和也議長）

もう時間ですので。

7 番（森野 良一議員）

すみません。申し訳ございません。担当部局の方、失礼します。

議長（前川 和也議長）

以上で、森野議員の一般質問を終わります。議事の都合により暫時休憩といたします。

次は、14時35分からの再開といたします。

（「午後2時20分」休憩）

議長（前川 和也議長）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後2時35分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前川 和也議長）

次、河野隆子議員の発言を許します。

5 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

6 番、日本共産党、河野隆子です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず初めは、産廃焼却炉誘致問題についてであります。6月定例議会の中で開かれましたごみ処理調査特別委員会で、忠岡エコサービス、つまり事業者から環境影響評価方法書案の概要が提出されました。

事業者は、環境アセスメントを実施する環境項目や方法を記載した環境影響評価方法書を作成し、知事に提出しなければならないという流れになっているという説明も聞いてお

ります。市町村が一般廃棄物の処理施設を設置する場合は都道府県知事の許可は要らない。届出だけで施設が設置できる。しかし、民間事業者は知事の許可が必要になる。その理由は、住民のごみ処理は、自治体、市町村が処理責任を負うということと、処理経験を持っているということからです。

各市町村は、一般廃棄物処理計画に沿って、環境に支障のないようにし、さきの二家本議員の質問でもありましたが、環境保全という立場をしっかりと持って、そういったことから、行政からも信用があるということではないでしょうか。忠岡町の環境を今より悪化させない、良くしていくというのが、忠岡町の責務であるというふうに思います。

しかし、産廃を燃やす焼却施設が来たら、忠岡町だけでなく近畿中から、また全国からも産廃が忠岡町にトラックで運ばれ、毎日180トンもの産廃を焼却すると、そういったことも考えられるわけです。どれだけこうなると環境に影響をするのかということです。

住民の心配は、これまでの忠岡町クリーンセンターで住民のごみを1日20トン弱ですね、大分減ってます、焼却してきたときと比べて、町が誘致する1日200トン焼却する産業廃棄物焼却炉では、煙突から出てくる廃ガスの量も10倍以上になるので、大量の環境汚染物質が環境に与える影響が大きいのではないかという不安があるんです。

これらのことから、是枝町長は、環境に悪影響を与える可能性があるため、中止に向けて取り組まれるということであります。

これまでの担当課からの説明では、ごみ焼却施設で焼却能力1日100トン以上の施設建設に際しては、大阪府環境影響評価条例に基づいて、大気質などの生活環境、気象などの自然環境、歴史や文化的環境、廃棄物発生度、温室効果ガス、オゾン層破壊物質など環境負荷についての調査を行うと言われておられました。公民連携と言いながら、基本協定で施設を設置しようとする事業者が環境影響評価を行うとなっていて、忠岡町は全く関与しない。これが公民連携と言えるのでしょうか。

今回提出された環境影響評価方法書案では、また驚いたのがですね、現況調査地点はわずか3キロと記されています。これでは忠岡町全域が入っていません。私の住んでいる高月北も、無論調査地点から外れています。住民がたくさんいて、そこで生活している人たちに影響がないと言うんでしょうか。7月のごみ処理調査特別委員会でも言いましたけれども、岸貝クリーンセンターの建設されるときは、北は泉大津、北助松辺り、岸和田市は久米田池のまだ南の辺まで広範囲で影響評価をされております。そして、産廃のごみは焼却しないのにもかかわらずであります。こういったことです。

そこで、町長にちょっとお聞きしたいと思います。現況調査地点では忠岡町全体が含まれておりませんが、このことについてはどうお考えでしょうか。ご答弁お願いしたいと思います。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

忠岡町がごみ焼却施設を誘致する公民連携事業ということもあり、忠岡町民に環境への影響が分かるようにするということが忠岡町の役割であると考えております。

環境影響評価の対象範囲が半径3キロメートルという、こういう範囲では、忠岡町役場を少し越えたところまでということであるため、馬瀬、北出、高月南、高月北のところまでその影響がどのように出るのかという範囲を広げるよう、環境アセスメント制度の中で町長の意見において反映できるよう考えてまいります。よろしくお願いいたします。

5 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

昨年10月1日に環境アセスメントの協定書を忠岡町と事業者が結んでおります。手続の流れを見ますと、方法書が大阪府に提出されてから、方法書の縦覧が始まって、そこで町長が意見を述べるができるということでもあります。町長であってもそこでしか意見が言えない。このことから公民連携のこの公の部分がないということで、ほんとに町長もそこでしかものが言えない、こんなひどい協定書だというふうに私は思います。

そして、町長と、そして私たち日本共産党も、なぜこの計画に今までもこれからも反対するのか。それは今より環境が悪化する可能性があるからであります。先ほどからの他の議員さんの質問の中でも、住民が二分しているということもおっしゃっていましたが、産廃施設を進めてほしいという声がそんなにたくさんあるんでしょうか。それは少し過大な表現ではないかというふうに思います。

そして、責任のとり方、これについても質問がありましたけれども、泉北環境施設事務組合が当時、予算ベースも出して、あと一步で忠岡町は入れる、委託すると。最初は委託でしょうけれども、そういったところまでもう行っていたのに、産廃の誘致に全く逆のかじを取ったということで、これはこのことを変えた前町長に責任をとってもらうのが筋ではないかと私は思います。そのことを言いまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、防災計画についてであります。地域防災計画は令和8年度以降に改定されると聞いております。災害は様々な形で私たちの生活を脅かすことがあります。日頃の備え、意識が大事だというふうに思います。地震や大雨、洪水など地域ごとに課題は違ってきますが、地区防災計画の進捗状況、質問に書いたんでありますが、さきの田辺議員への答弁で分かりましたので、これはちょっと割愛させていただきます。

そこで、忠岡小学校区の地域で地域防災計画作成のワークショップ、これは開催されて

おるということでありました。忠岡小学校区は海拔が低いですから、津波による浸水が心配だという声は私もよく聞いているところであります。

地域ごとで防災計画の課題は異なっていますけれども、地震や水害などの災害を未然に防ぎ、発生した場合は被害の拡大を防ぐ、さらに復旧を図るのが目的ではありますが、令和3年3月に作成しました忠岡町地域防災計画に防災の基本方針がこのように書かれています。「本町において防災は、住民の生命・身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である」と、このように書かれているんですね。

公的な役割は大きいことは言うまでもございませんが、地区防災計画の作成については、地域で身近な問題として自主防災組織の皆さんの意見もできるだけ取り入れてつくっていくことが大事だというふうに思います。町が地区防災計画の作成については、促す目的、作成に当たって大事なことはどういったことでしょうか。ご答弁をお願いします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

災害時、被害を最小限に抑えるため、それぞれが自分や大切な人の命を守るため、状況に応じた適切な行動がとれるよう、自然特性や社会特性、想定される災害等をそれぞれの地区において議論し、規定するのが地区防災計画です。自助とは自分の命を自分で守ること、共助とは地域で助け合うこと、公助とは災害から命や暮らしを守るため、国、大阪府、忠岡町による対策や取組のことでございます。

災害の規模によっては、公助の機能が働かなくなる可能性もございます。過去の大地震においても、救出されたケースの95%が自助、共助によるものとの報告もあることから、地域住民の防災に対する意識を高め、自助、共助、公助、それぞれの役割や重要性を改めて認識し連携させることが重要であると考えております。

その指針となる各地域で定める地区防災計画の重要性を認識しておりますので、作成を各地区に促してまいりたいと考えております。

5番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5番（河野 隆子議員）

今のお答えで、公助がなかなか届かないところは、自助、共助が非常に力になるということも分かりました。

地域住民の防災に対する意識、これを高めていってもらうということが本当に重要であ

るというふうに思います。住んでいるところ、災害のまた種類、いろんな形を想定しなければなりません、事前防災行動計画、タイムラインですね、このタイムラインについては、本町では令和3年12月に策定され、運用もされているところです。

そして、町だけではなく、私の住んでいる高月北自治会においても、コミュニティタイムラインを作成はいたしました。ただ、実践的な訓練ができていないので、やっぱりそういった訓練は必要ではないかなというふうに思います。

令和5年3月に高月北では徒歩で、東忠岡小学校の体育館まで避難訓練をしました。そして、令和6年は3月に南区自主防災会、7月には馬瀬・北出自主防災会がそれぞれ防災訓練をされております。実際に訓練をするというところで、見えてくる課題がいろいろと出てくるんですね。

実際に高月北避難訓練、私も参加いたしました、お天気が良かったんでね、歩いて行きましたけど、これが大雨が降っていたら歩けるだろうかとか、そういったことも住民さんからお聞きをいたしました。ですから、やはり実際に訓練、それは非常に大事だというふうには思います。

行政として、自助、共助、公助、それぞれの役割が発揮できるような援助を考えていく必要があるというふうに思いますが、この実際の訓練、これについてはどうお考えでしょうか。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定昭博次長兼秘書人事課長）

今、ご指摘いただきましたとおり、計画等の策定は当然のことながら、訓練というのが実際に経験していただけて分かってくることがありますので、今後も地域と協力しながら、より実践的で効果的な訓練が実施できるように積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

5番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員

5番（河野 隆子議員）

ぜひ、大切な住民の財産と生命を守る上でもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

では、次の質問、公園の遊具についての質問であります。

安全性や老朽化した遊具が、ここ数年で撤去、また修理もされておられます。高月北の

向井田公園の滑り台も撤去されました。撤去された滑り台は大型なもので、高さもかなりありました。子どもたちには大変人気があった滑り台でございます。しかし、大型なもので、高さもあり、反面、危険性も指摘されたところでありました。

今、向井田公園にはブランコ、それからうんてい、ジャングルジム、そして高齢者の健康器具、これがあるわけなんです、やはり子どもたちに一番人気のある滑り台がなく、物足りなさを感じます。新たな遊具の設置計画をつくって進めていっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

公園遊具につきましては、令和5年度に点検調査、令和6年度に危険度の高い遊具を撤去しております。不具合を指摘された残りの遊具につきましては、撤去または補修を行っているところでございます。作業中にご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、新たに遊具を設置する場合は、体に障がいのある子もない子も一緒になって遊ぶことができる遊具とし、相手を受け入れ、思いやる心を育んだり、子どもたちの挑戦心を育んだり、それぞれに合ったペースで成長することを支援できるものを整備してまいりたいと考えております。公園の規模から見て、まずは大型遊具を撤去しております高月向井田公園を想定しております。

以上でございます。

5番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5番（河野 隆子議員）

新たに設置するときの遊具は、今ご答弁ありましたように、体に障がいがある子どもさんや、ない子どもさんも一緒に遊ぶことができる遊具と、そういったことをお考えになっているのかなというふうに思います。

具体的にはどのようなものなのでしょうか。それは、よく最近聞きますインクルーシブ遊具というものなのでしょうか。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

インクルーシブ遊具の例としましては、例えばハンモック型のブランコというものがございいます。体を固定できる安全バーがついているタイプや、寝そべって利用できるものもございいます。また、車椅子を使用している子どもたちが利用できる遊具としては、ばねの弾みで上下左右に動くスプリング遊具やシーソーは車椅子に乗ったまま利用できるように工夫されています。車椅子を利用しない子どもたちも一緒に乗って遊ぶことができます。視覚、聴覚、触覚など多感覚で楽しめるパネル遊具などもございいます。

今説明いたしました各種遊具がある中で、新たな遊具の設置につきましては、色弱や視覚過敏の方へ配慮したカラーリング、手すりやベンチを配し、ゆっくりしたペースでも子どもたちが介助がしやすい動線の確保、また、大勢で遊ぶことが苦手、静かに遊びたい、ゆっくりとしたペースで遊びたい子どもたちにも配慮した、誰でも遊べる、利用できる、ユニバーサルデザインの視点で整備してまいりたいと考えております。

以上でございいます。

5 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

欧米などでは非常に一般的になりつつの遊具であるということは聞いております。なかなか近隣にあるのかないのか、ちょっと私はまだ見たことがないのですが、いろんな、今ご説明で、遊具があるということが分かりました。誰もが能力を意識しないで使えるような視点での整備、そういったことを考えておられるということでもあります。

ただ、遊具だけにインクルーシブ、なかなか私、言いづらいんですけど、すみません、を望むということだけではなくて、共生とか子ども同士の関係ですね。非常になかなかそこら辺をよくよく考えていかないといけないのかなというふうには思います。子どもたちが違いを理解して同じ瞬間で楽しむことができると、一緒に過ごしていくということで、その中で人間の形成というのか、友達に対して子どもたち同士思いやると、そういった気持ちも育めるのかなというふうに思います。そういったことで関係を非常に、できたらいいなというふうに思います。

そのような公園、まずは向井田公園、そこを想定しておられるということではありますけれども、計画ね、どういった計画をお考えになっておられるのか、そこをちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

計画ですが、現時点で具体的な時期などはお答えできませんが、少しでも早く事業化できるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

5 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

ありがとうございます。できるだけ早い時期に、子どもたちが楽しみにしていますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

では、最後の質問です。子どものインフルエンザ予防接種の補助についてであります。

連日、猛暑が続いておりますけれども、これから冬に向かってインフルエンザが流行し始めます。昨年は、東忠岡小学校で学級閉鎖が4学級、忠岡中学校で1学級ありました。インフルエンザは風邪のひどいようなものだという認識もあるようですが、原因となるウイルスや症状が全く異なって非常に重症化しやすいということもあります。インフルエンザは、重い症状になりますとインフルエンザ脳症を発症します。インフルエンザ脳症は、インフルエンザにかかった後に脳に異常な炎症が起きるというふうに考えられています。脳の組織を破壊してしまうという恐ろしい病気です。

その予防の1つが予防接種だというふうに言われていますが、しかしながら予防接種料、非常に高いです。約3,500円ですが、6か月から打てるわけなんですけど、12歳までは一遍に薬をたくさん投与することができないということで、2回に分けて接種するそうです。となると、7,000円の負担になるわけです。経済的な負担は大きいというふうに思います。

助成をされているのは、近隣市では泉佐野市、そして高槻市や松原市、また受験前の応援ということで、中学3年生のみを助成している吹田市。金額も1,000円であったり1,500円、3,000円とばらつきは非常にありますが、助成をされている自治体があるということです。本町でも高い接種料の助成をし、受けやすいように経済的支援、これをされることについてお聞きしたいと思います。ご検討、いかがでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

インフルエンザワクチンは、予防接種法において個人の重症化予防を目的とする定期接種対策疾病B類に位置づけられております。その定期接種は、特に影響を受けやすいとされる高齢者が対象となっておりますので、現在、本町においては高齢者への経済的負担軽減を実施しているところでございます。

子どものインフルエンザワクチンの接種につきましては、予防接種法に基づく定期接種の対象とはなっておらず、現在、国は任意接種として推奨しております。国の方針に基づき、予防接種法に位置づけられている定期接種に該当する予防接種の接種勧奨や周知に取り組むことが最優先であるため、定期接種となっていない子どものインフルエンザの公費助成は現段階では考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

定期接種ではなくて、インフルエンザ、これは任意接種であるから考えていないという、これまでの答弁と同じお答えであります。

しかし、現在、65歳以上と、それから60歳から64歳の障がい機能不全をお持ちの方については、補助を出しておられるということで、コロナの流行時は無料であったときもございました。

インフルエンザが重症化すると死亡にもつながるから、高齢者にはこういった補助があるのですが、なぜ子どもにはないのかというふうに思います。6か月から15歳未満を対象にですね、1回1,500円の助成で計算した場合、試算した場合ですよ、どの程度の金額になるのか。このことはお伝えしておりますので、お答えをお願いいたします。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

現在、公費負担の実施の予定はございませんが、仮の計算ということでございます。仮に生後6か月以上、中学3年生までの子どもさん全員ですね、接種率100%が接種した場合でございます。この場合、対象となる人数が約1,900人でございます。これの方が不活化ワクチンを接種した場合、予算は年間約500万円程度必要となります。

5 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

100%、全員が受けたらという試算をしていただいております。約500万円。しかし、助成をしている自治体、先ほどご紹介させていただきました。そこで、実績ですね、それを各自治体に私、聞いたところ、やはり子どもさんが小さいということで打たないという選択もされるご家庭もございます。なので、なかなかね、松原市でも25%、多いところで半分、50%、助成を使って受けているということでもありますので、インフルエンザワクチンにちょっと不安なところもあるということも1つでしょうけれども、やはり費用が高いというところで受けられないと。助成があったとしてもですね、やっぱり1,000円の助成でしたら、2,500円、5,000円とお支払いにならないといけないわけですから、そういった理由もあるというふうに思います。ですので、500万円、試算はしていただきましたけれども、これだけの金額は要らないというふうに考えます。

今も言いましたけれども、受けたいのに経済的な理由でちゅうちょしていると、そういったご家庭もあったりして、やはり受けやすいような支援が必要ではないかというふうに思うんです。再度これについて、これだけ予算が半分でしたら250万円ですね。そのことを私、今言いましたけれども、再度金額を聞いてのご答弁お願いしたいというふうに思います。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

先ほども述べましたように、子どものインフルエンザワクチン接種については、国は任意接種として推奨しております。本町におきましては、定期接種に該当する予防接種の接種勧奨や周知を優先して取り組んでいるところでございます。

現在、厚生労働省のホームページにおいては、乳幼児のインフルエンザワクチンの有効性に関して、報告によって多少幅のあるものの、おおむね20%から60%の発症防止効果があったとの情報提供がございました。

インフルエンザウイルスの感染から守るためには、まず日頃からの手洗い、うがいの慣行ですね。そういったことをはじめとする健康意識の向上も重要でございますので、インフルエンザ等の感染症をはじめ健康や疾病に関する意識の向上をまずは高めていくべく、引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

5 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

今、コロナのほうもあまりテレビでも報道されておられませんけれども、やはり流行はしております。ですので、やっぱりインフルエンザもコロナに合わせて重症化しないような、そういったことで接種の助成ですね。ぜひ今後ご検討をお願いしたいというふうに申し上げます、質問を終わります。

議長（前川 和也議長）

以上で、河野議員の一般質問を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思いますが、皆様ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議がございませんので、本日はこれで延会とすることに決定をいたしました。

次回は、明日 9 月 4 日午前 10 時より開会いたします。お疲れさまでした。

（「午後 3 時 06 分」延会）